

農業者戸別所得補償制度実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成23年4月1日付け22経営第7133号
一部改正 平成23年9月1日付け23経営第1616号
一部改正 平成24年4月6日付け23経営第3521号
一部改正 平成24年12月17日付け24経営第2660号

目 次

第1	趣旨	1
第2	制度の普及・推進等	1
1	基本的な考え方	1
2	制度の普及・推進	2
第3	目的及び対象作物の範囲	2
1	目的	2
2	対象作物の範囲	3
第4	対象農業者	3
第5	生産数量目標の設定	4
第6	交付申請手続等	7
1	交付申請書等の配布	7
2	交付申請書・営農計画書の提出	7
3	申請書類の受付	9
第7	各種交付金の手続等	10
1	米の所得補償交付金	10
2	米価変動補填交付金	13
3	畑作物の所得補償交付金	14
4	水田活用の所得補償交付金	21
5	各種加算交付金	26
(1)	規模拡大加算	26
(2)	再生利用加算	29
(3)	緑肥輪作加算	31
第8	交付申請者の農業経営の承継等	33
第9	関係機関の役割	33
第10	証拠書類等の保存期間	36
第11	報告及び検査	36
第12	交付金の返還	36

第13 その他	37
（別紙1） 調整水田等の不作付地の改善計画の手続	39
（別紙2） 米の生産数量目標に従っていることの確認方法	41
（別紙3） 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地	43
（別紙4） 数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類	47
（別紙5） 麦の品質区分と品質評価基準	49
（別紙6） パン・中華麺用品種加算の対象範囲	50
（別紙7） 営農継続支払に係る前年産生産面積の算定方法	52
（別紙8） 戦略作物助成及び二毛作助成の扱い	53
（別紙9） 耕畜連携助成の扱い	55
（別紙10） 産地資金の考え方及び設定手続	58
（別紙11） 規模拡大加算の交付対象要件	60

第1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にあります。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況をみると、国内の生産力を確保することが重要です。

このような状況の中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることにより、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるようにするためには、戸別所得補償制度を導入する必要があります。

平成22年度においては、まずは水田をターゲットとして、食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆等の生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米を対象にモデル的に所得補償を行う対策をセットで行う、戸別所得補償モデル対策（以下「モデル対策」といいます。）を実施しました。

平成23年度からは、水田における作物に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を広げて農業者戸別所得補償制度（以下「本制度」といいます。）を本格的に実施しています。

国は、予算の範囲内で対象農業者に対して交付金の交付を行うこととし、その交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。

第2 制度の普及・推進等

1 基本的な考え方

- （1）本制度は、食料自給率の向上を図ることが大きな目的であり、国家戦略として取り組むことが必要ですので、麦・大豆等の戦略作物の生産振興や地域農業の振興については、国、都道府県、市町村の行政が主体的に推進していくことが必要です。
- （2）一方、米の需給調整については、これまでの米政策において農業者・農業者団体の主体的な取組が定着していることから、その取組を尊重していくことが不可欠です。また、麦・大豆等についても、農協等と実需者との販売契約を基本とした取組が行われている実態にあること等から、これまでと同様の役割を、農協等に果たしていただくことが必要です。
- （3）このような考え方により、本制度の実施体制については、行政と農業者団体等が協力して推進する体制を構築することとしています。

2 制度の普及・推進

(1) 本制度は、農業経営の改善、食料自給率の向上を目指すものであり、この目的を達成するためには、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行えるようにしていくことが重要です。

(2) このため、都道府県・市町村等地域段階において、水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理・統合することを基本とした農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。

(注) 農業再生協議会の運営方法などの細則については、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱において定めます。

(3) 都道府県段階では、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農協、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して本制度の趣旨、内容の周知等の活動を行います。

(4) 市町村段階では、地域センター等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、本制度の趣旨、内容等の推進活動を行います。

(5) 地域センター等は、本制度の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、本制度に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は本制度の計画的な取組を進めるとともに、地域センター等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。

第3 目的及び対象作物の範囲

1 目的

本制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としています。

2 対象作物の範囲

- (1) 本制度の交付金の対象作物については、
- ① 農業者の農業経営の安定を図るため、恒常的にコスト割れしている作物
 - ② 食料自給率の維持・向上を図るため、国民の食生活上特に重要な作物
 - ③ 多面的機能の維持を図るため、農地の有効活用と農業生産力の維持が重要であることから、他の作物と組み合わせた生産が広く行われている作物
- の3つの要件を全て満たすものを対象としています。
- (2) これらを満たす作物として、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねを対象とすることとしました。
- (3) なお、水田活用の所得補償交付金については、水田において主食用米との所得格差を補償する交付金であり、水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲（WC S用稲）、そば、なたね、加工用米を戦略作物とし、これ以外の地域特産物についても都道府県又は地域の判断で対象にできることとしています。

第4 対象農業者

- 1 本制度の交付金の対象農業者は、対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する「販売農家」（法人を含みます。）と「集落営農」です。
- ただし、水田活用の所得補償交付金及び各種加算交付金の対象農業者については、これらの交付金に係る対象農産物の生産に限り、生産数量目標に従う要件は課さないこととします。
- 2 「販売農家」については、対象作物の販売実績がある者又は農業共済の加入者です。
- なお、米の所得補償交付金（米価変動補填交付金を含みます。）の交付を受ける農業者については、水稻共済細目書異動申告票を農業共済組合等に提出している者を販売農家とすることを原則とします。ただし、地域に農業共済組合等がない場合や水稻の作付面積が当然加入の基準面積を下回っている等のため、水稻共済に加入できない又は加入しない者については、前年産米の出荷・販売先との契約状況等を確認して対象とすることにします。
- 3 「集落営農」については、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているものです。

(注) 集落営農の構成農業者又は集落営農を脱退した構成農業者が単独で本制度の交付金の対象となる場合には、当該集落営農の同意が得られていることが総会の議事録、代表者の同意書等により確認できることが必要です。

第5 生産数量目標の設定

- 1 米及び畑作物の所得補償交付金の交付を受けようとする農業者は、対象作物の生産数量目標を設定する必要があります。
- 2 このため、農業者は、「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書」(様式第2号。以下「営農計画書」といいます。)に米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物の生産数量目標を記載し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。
- 3 この場合、営農計画書に記載する対象作物の生産数量目標については、次のとおりとします。

(1) 米(主食用水稻)

- ① 米(主食用水稻)の生産数量目標については、米穀の需給調整実施要領(平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知)に基づき、国から都道府県、都道府県から市町村に通知された生産数量目標を基礎に、認定方針作成者から方針に参加している農業者に(生産調整方針に参加しない農業者については、地域農業再生協議会から当該農業者に)通知されたものを農業者別の生産数量目標(面積換算値を含みます。)とします。

なお、農業者間で生産数量目標の調整を行う場合には、生産年の6月15日までに認定方針作成者から通知される調整後の生産数量目標が農業者別の生産数量目標となります。

(注) 認定方針作成者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。)第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産者団体等のことです。

- ② 米の生産数量目標の設定確認は、地域農業再生協議会が行います。その確認に必要な書類については、認定方針作成者又は地域農業再生協議会から農業者に通知された生産数量目標が確認できる書類としますが、地域農業再生協議会でその内容が確認できる場合は、提出を省略することができることとします。

(2) 畑作物

- ① 畑作物の生産数量目標については、国が対象作物ごとに次のような設定ルールを定めて、このルールに合致する生産数量目標を農業者自身で設定することになります。

そして、地域センター等が、対象作物ごとに設定ルールに適合した生産数量目標となっていることを確認することで、農業者別の生産数量目標の設定がなされたことになります。

なお、都道府県、市町村、農協等の関係機関は、平成24年産の畑作物の生産数量目標には直接関与しませんが、食料自給率の向上に向けて需要に応じた生産が行われるよう指導、助言等をお願いします。

ア 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用麦、ビール用麦を除いた数量とします。）。

イ 大豆

播種前に農協等と締結した出荷契約に基づく数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた数量とします。）。

ウ てん菜

てん菜糖製造事業者との出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量を上限とします。）。

エ でん粉原料用ばれいしょ

農協等との出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量を上限とします。）。

オ そば、なたね

農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用を除いた数量とし、なたねについては、油糧用以外のものを除いた数量とします。）。

- ② 畑作物の生産数量目標の設定確認に必要な書類については、農協等と出荷契約を行っている農業者については、農協等から地域センター等に出荷契約数量一覧表などを提出していただくことにします。

一方、実需者と直接販売契約を締結している農業者については、その契約の写しを営農計画書に添付することにします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工や直売所等での販売を予定する数量については、

ア 自家加工については、「畑作物の自家加工販売計画書」（様式第17号。以下「自家加工販売計画書」といいます。）

イ 直売所等での販売については、直売所等との取引契約などの数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する、直売所等の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画を添付することにします。

（注）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあつては、「総合化事業計画」の写し（原料農産物の数量が記載されているもの）を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

- ③ 畑作物の生産数量目標は、播種前契約に基づく数量を基本として設定することとしますが、交付申請の際に営農計画書に記載する実際の作付面積が、播種前契約に基づく数量の面積換算値を下回ってしまう場合には、実際の作付面積に見合うよう、営農計画書の生産数量目標を設定するようにしてください。

第6 交付申請手続等

1 交付申請書等の配布

- (1) 農業者の申請手続を円滑に進められるようにするため、地域農業再生協議会は、米の生産数量目標、畑作物の生産数量目標の設定ルールの農業者等への周知活動と併せて、「農業者戸別所得補償交付金交付申請書」（様式第1号。以下「交付申請書」といいます。）及び営農計画書を農業者に配布します。
- (2) 様式第2号で示している営農計画書は参考様式ですので、本制度の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。

2 交付申請書・営農計画書の提出

- (1) 本制度による交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。
- (2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、交付申請者の生産数量目標の設定ルールに適合した対象作物ごとの生産数量目標、対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

(注) 交付申請書等に、住所、氏名など国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合は、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。
- (3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた農業者に係る米及び畑作物の農業者別の生産数量目標が設定ルールに適合していることを示す書類（第5の3の（1）の②、（2）の②を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない農業者については、自ら設定した畑作物の生産数量目標の根拠となる実需者との販売契約の写しを提出することになります。
- (4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。
 - ① 販売農家については、出荷・販売状況が分かる書類又は農業共済に加入することが確認できる書類

- 米の所得補償交付金の交付申請者
 - ・ 当年産の水稲共済細目書異動申告票の写し
 - (注) 地域センター等が農業共済組合等に照会して、交付申請者の水稲共済細目書異動申告票の提出状況を確認できる場合は、提出を省略することができます。
 - ・ 稲作農家で水稲共済の当然加入の基準面積を下回っている者等は前年産米の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のいずれか1つ
 - 畑作物の所得補償交付金（数量払）の交付申請者
 - ・ 対象作物の当年産の出荷・販売契約書の写し、前年産の販売伝票の写し等のいずれか1つ
 - 水田活用の所得補償交付金の交付申請者
 - ・ 対象作物の前年産の販売伝票の写し、当年産の麦共済細目書異動申告票の写し、畑作物の共済加入申込書の写し等のいずれか1つ
- (注) 複数の交付金の交付申請者は、上記のいずれかの書類を提出することで足りります。

- ② 集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類
- ・ 集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等
- ③ 前年度までに本制度に加入していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、「農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書」という。）
- ④ ブロックローテーション等の維持を理由に、その取組の代表農業者に交付金の受領の権限を委任する者については、「口座名義人に対する委任状」（様式第4号）
- ・ 前年度までに既に提出している者は不要です。グループの中で変更する必要がある者のみ提出してください。
- ⑤ 米の所得補償交付金の交付申請者のうち、当該交付金の交付対象農地において調整水田等の不作付地を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第5号）
- ・ 前年度までに市町村の認定を受けた農業者については、当年度以降に新たに不作付地となった水田についてのみ作成します。
 - 具体的な手続については、別紙1「調整水田等の不作付地の改善計画の手続」に定めています。

- ⑥ 水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たして加入していた者については、
「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書」（様式第6号）

なお、この確認書を提出した者については、①又は②の書類の提出を省略することができます。

3 申請書類の受付

- （１）地域農業再生協議会は、２の（１）により農業者から提出された交付申請書（正）及び営農計画書の写し、２の（４）により追加で提出された書類を取りまとめ、
① 畑作物の所得補償交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の
６月30日までに
② それ以外の者の分については、生産年の７月31日までに
地域センター等に提出します。

- （２）地域農業再生協議会は、生産年の７月１日現在の農業者ごとの営農計画書の内容を「農業者戸別所得補償交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」（様式第7号）に取りまとめて、生産年の７月31日までに地域センター等に報告してください。

- （３）また、地域農業再生協議会は、農業者ごとの営農計画書に記載された米及び水田活用の所得補償交付金に係る対象作物ごとの作付面積を確認し、米については地域農業再生協議会又は認定方針作成者が定めた米の生産数量目標に従っていることの確認も行います。

この場合、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の７月１日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地域センター等と協議して確認日を設定することができます。

- （４）地域農業再生協議会は、確認が終わり次第、「農業者戸別所得補償交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」（様式第8号。以下「作付面積確認結果報告書」といいます。）を作成して、その基礎データ（地域センター等が定める形式とします。）と併せて、地域センター等に報告します。

- （５）地域センター等は、（１）の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。

(6) 地域センター等は、交付金振込口座届出書等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。

交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除く。）に変更があった場合には、該当箇所を訂正して、速やかに地域センター等に提出してください。

(注) 交付申請者管理コードについては、前年度までに設定した「戸別所得加入者管理コード」をそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード（13桁）」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地域センター等との間で調整してください。

(7) 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターは、(6) の手続が終わり次第、交付申請書を地方農政局（北海道にあっては、北海道農政事務所）へ送付します。

第7 各種交付金の手続等

1 米の所得補償交付金

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って生産（耕作）した販売農家又は集落営農が対象です。

ただし、調整水田等の不作付地を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

(2) 交付申請手続

① 米の所得補償交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容」欄の「(1) 米の所得補償交付金」の回答欄「はい」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

② その際に、醸造用玄米や種子用米の生産ほ場の面積を有している者については、次の書類を添付してください。ただし、一般主食用米の作付けを10a以上の面積で行う場合は、書類の添付を省略することができます。

ア 醸造用玄米の作付面積がある場合には、水稻共済細目書異動申告票の写し、農協等の出荷販売契約書の写し等の醸造用玄米の面積を確認できる書類

イ 種子用米の生産ほ場の面積がある場合には、ほ場審査証明書の写し、農協等と都道府県主要農作物種子協会との栽培契約書の写し等の種子用米の生産ほ場の面積を確認できる書類

(3) 作付面積等の確認

- ① 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、主食用米の作付面積の確認及び米の生産数量目標に従っていることの確認を行います。
- ② 主食用米の作付面積については、水稻作付面積から加工用米、新規需要米及び備蓄米の生産面積を控除して算定することになります。その面積の確認については、農業共済組合等から水稻共済引受面積の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には、現地確認を行うことになります。

(注) 水稻作付面積については、現場実態を踏まえ、 m^2 単位で管理することを基本とし、水稻共済引受面積との突合を行う際には、農業者が営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に申告した耕地ごとの面積に0.1 a 単位未満の端数がある場合には、四捨五入により端数を整理した面積により突合する方法とします。

- ③ 米の生産数量目標に従っていることの確認については、米の生産数量目標の面積換算値を主食用米の作付面積が上回っていないことを確認します。具体的な確認方法は別紙2「米の生産数量目標に従っていることの確認方法」に定めています。
- ④ 地域農業再生協議会は、③の確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」に取りまとめて、その基礎データ（地域センター等が指定した形式とします。）とともに、地域センター等に報告していただきます。

その際、主食用米の作付面積は、一般米、醸造用玄米、種子用米の生産ほ場の面積に区分して報告してください。

(注) 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地については、別紙3「米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」に定めています。

- ⑤ なお、報告の際には、市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」の写しも併せて報告していただくことが効率的です。

(4) 交付単価

交付対象面積に応じて15,000円/10 a を交付します。

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産費	13,703円／60kg
b	標準的な販売価格	11,978円／60kg
c	差引 (a - b)	1,725円／60kg
d	交付単価 (c × 530kg／10 a ÷ 60kg)	15,238円／10 a
		≒ 15,000円／10 a

(注1) aの標準的な生産費は、米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年（平成14年産から平成20年産）中庸5年により算定しています。

(注2) bの標準的な販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき、全国・都道府県出荷団体等から毎月報告を徴収している相対取引価格を基に算定しています。

具体的には、各産地品種銘柄ごとの当該年産の価格を加重平均した価格（以下「全銘柄平均の相対取引価格」といいます。）の過去3年（平成18年産から平成20年産まで）の平均から、流通経費等を除いたものです。

(5) 交付対象面積

- ① 地域センター等は、地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、交付申請者の主食用米の作付面積から自家消費等分10 a を控除して交付対象面積を算定します。

ただし、集落営農が農業共済資格団体として水稻共済に加入している場合は、自家消費米等分の控除については、集落営農全体の主食用米の作付面積から10 a を控除することにします。

- ② 醸造用玄米又は種子用米については、作付けの段階で自家消費米等に出回らないことが確実と見込まれますので、交付対象面積の算定に当たって10 a 控除は行いません。

(注) 面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

(6) 交付決定及び交付金の交付

- ① 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又

は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地域センター長等」といいます。)は、交付申請者ごとの交付対象面積の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

- ② 地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金の支払時期は、生産年の11月から翌年1月頃になります。

2 米価変動補填交付金

（１）交付対象者

前年度に米の所得補償交付金の交付を受けた販売農家又は集落営農が対象です。

（２）交付申請手続

米価変動補填交付金については、交付対象者が（１）のとおり特定されているため、改めて交付申請を行う必要はありません。

（３）交付対象面積

米価変動補填交付金の交付対象面積は、前年度に交付を受けた米の所得補償交付金の交付対象面積と同じです。

（４）交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を基に算定された10 a 当たりの交付単価を交付します。

- （注）当年産の販売価格は、食糧法第52条第1項に基づき、全国・都道府県出荷団体等から毎月報告を徴収している相対取引価格を基に農家手取価格を算定します。
具体的には、当年産の出回りからその翌年3月までの間の全銘柄平均の相対取引価格から、直近の流通経費等を除いたものです。

(5) 交付決定及び交付金の交付

- ① 地域センター長等は、交付単価が決定（公表）され次第、(1)の交付対象者の交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、作成した交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務局長）に送付します。
- ② 地方農政局長等は、関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、(1)の交付対象者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金は、交付に必要となる予算の成立及び交付単価決定の後（生産年の翌年度の5～6月頃）に支払われます。

3 畑作物の所得補償交付金

(1) 数量払

① 交付対象者

畑作物の所得補償交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産数量目標を設定し、これに従って生産する販売農家又は集落営農が対象です。

② 交付申請手続

ア 交付申請の申出

数量払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容」欄の「(2) 畑作物の所得補償交付金」の「①数量払」の回答欄の「はい」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、(2)の営農継続支払の交付申請者は、数量払の交付申請を行う旨を必ず申請する必要があります。

イ 品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

- a 交付申請書に数量払の交付申請を行う旨の申出をした農業者は、生産年の10月1日から翌年の3月5日までに、対象作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の所得補償交付金における数量払の交付申請書」（様式第10号の1。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を

添付して、地域センター等に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

(注) 確認書類は、別紙4「数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」を参照してください。

麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工や直売所等での販売を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆は農産物検査結果通知書の写し、そば、なたねは品位等検査の結果の写し、製粉会社や製油会社に製粉・製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど）を提出してください。

- b なお、生産年の翌年の3月5日までに、品質区分別生産量が確定できない対象作物（大豆、そばに限ります。）があるときには、同年の3月31日までに品質区分別生産量が確定できる場合に限り、同年の3月5日までに対象作物の予定数量を記載した「畑作物の所得補償交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」（様式第10号の2）に確認書類（例えば、農協等の入庫伝票など）を添付して、地域センター等に提出することで交付申請を行うことができます。この場合、該当する対象作物は種類ごとに分割せずに、全て一括して申請してください。

この手続により、交付申請をした対象作物については、同年の3月31日までに品質区分別生産量を確定し、その年の4月5日までに、その数量記載した「畑作物の所得補償交付金における数量払の生産実績数量報告書（様式第10号の3）」に確認書類を添付して、地域センター等に提出することになります。

③ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙4「数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」に定める数量とします。

(注) 品質区分別生産量の単位は、1 kg単位とし、1 kg未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

④ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を設定しています。

ア 小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

なお、パン・中華麺用品種については、下記の単価に2,550円／60kgを加算します。対象となる品種については、別紙6「パン・中華麺用品種加算の対象範囲」に定めています。

(単価：円／60kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,450円	5,950円	5,800円	5,740円	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

(参考) 平均単価6,360円／60kg。

イ 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

a 二条大麦

(単位：円／50kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円

(参考) 平均単価5,330円／50kg。

b 六条大麦

(単位：円／50kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円

(参考) 平均単価5,510円／50kg。

c はだか麦

(単位：円／60kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

(参考) 平均単価7,620円／60kg。

ウ 大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

(単位：円／60kg)

1 等	2 等	3 等	特定加工用
12,170円	11,480円	10,800円	10,120円

(参考) 平均単価11,310円／60kg。

(注) 特定加工用とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果、合格となった場合に数量払の対象となります。

エ てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するショ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

(単価：円／トン)

← (0.1度ごと)	17.1度 (糖度)	→ (0.1度ごと)
▲62円	6,410円	+62円

(参考) 平均単価6,410円／トン。

オ でん粉原料用ばれいしょ

でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率(ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量)に対応した単価を設定しています。

(単価：円／トン)

← (0.1%ごと)	18.0% (でん粉含有率)	→ (0.1%ごと)
▲64円	11,600円	+64円

(参考) 平均単価11,600円／トン。

カ そば

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

(単位：円／45kg)

1 等	2 等	3 等	規格外・未検査
16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

(参考) 平均単価15,200円／45kg。

キ なたね

エルシン酸を含まず油分含有率の高い3品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

(単価：円／60kg)

キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
8,680円	7,940円

(参考) 平均単価8,470円／60kg。

⑤ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者から報告された対象作物ごとの品質区分別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象作物ごと品質区分別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

その際、交付申請者が営農継続支払の交付金を受けている場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

なお、算定された数量払の交付金額が営農継続支払の交付金額を超えない場合、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

イ 地域センター長等は、数量払の交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、作成した交付金計算書を数量払交付申請書等と併せて地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

ウ 地方農政局長等は、関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金の支払時期は、生産年の11月から翌年3月頃になります。ただし、翌年の3月5日までに品質区分別生産量が確定していない大豆・そばについての交付金の支払時期は、翌年の4月になります。

（２）営農継続支払

① 交付対象者

数量払の交付申請を行う予定の販売農家又は集落営農であって、対象作物の前年産生産面積がある者が対象です。

② 前年産生産面積

ア 対象作物の前年産生産面積については、前年産の生産量を都道府県実単収で割り戻した面積を基本としますが、具体的な算定方法等は、別紙7「営農継続支払に係る前年産生産面積の算定方法」に定めています。

イ 前年産の生産量は、捨てづくりを防止する観点等から、前年産の数量払の交付対象数量を基にした数量とします。

③ 交付申請手続

ア 営農継続支払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容」欄の「（２）畑作物の所得補償交付金」の「①数量払」及び「②営農継続支払」のいずれの回答欄も「はい」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ その際、前年産の数量払の交付対象数量がある者については、地域センター等から、5月31日までに対象作物の前年産生産面積を示した「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積通知書」（様式第11号）が送付されますので、その通知書の写しを添付してください。

通知書が送付されなかった対象作物で前年産生産面積を算定できる数量が

ある場合は、「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産出荷実績報告書」（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょにあつては様式第12号の1、そば、なたねにあつては様式第12号の2）と確認書類（別紙4「数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」の確認書類の欄に掲げる書類）を添付してください。

④ 交付対象面積の算定

ア 営農継続支払は、前年産生産面積で支払うことが基本ですが、数量払の内金として一定額を先払いするものですので、当年産の数量払を大幅に超過した金額の交付金を支払うことがないようにする必要があります。

イ このため、営農継続支払の交付対象面積は、

- a 対象作物の前年産生産面積と、
- b 当年産に係る対象作物の生産数量目標を都道府県平均単収で割り戻した面積（当年産生産予定面積）

を比較して、いずれか小さい方の面積とします。

（注）bの都道府県平均単収は、対象農地のある都道府県の10a当たり平均収量とします。具体的な数値は、5月中旬を目途として、別に定めます。

ウ その際、複数の対象作物を生産する交付申請者については、

- a 対象作物ごとの前年産生産面積の合計と、
- b 対象作物ごとの当年産生産予定面積の合計

を比較して、いずれか小さい方の面積とします。

なお、このaとbの比較は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょに係る面積の合計と、そば、なたねに係る面積の合計に分けて行います。

（注）面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

⑤ 交付単価

対象作物共通単価として、交付対象面積に応じて、20,000円／10aを交付します。

⑥ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付対象面積の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に送付します。

イ 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の8月から9月頃になります。

⑦ 生産数量目標との関係

営農継続支払の交付金を受けた農業者は、対象作物ごとの品質区分別生産量が、営農計画書において設定した対象作物ごとの生産数量目標の2分の1に満たない場合には、品質区分別生産量の報告の際に、その理由書を添付することが必要です（参考様式1「生産数量目標を大きく下回ったことの理由書」を参照してください。）。

なお、その理由を確認した結果、自然災害などの合理的な理由がない場合には、交付済みの営農継続支払の交付金を返還していただきます。

4 水田活用の所得補償交付金

(1) 交付対象者

販売農家又は集落営農が対象です。

(2) 交付申請手続等

① 交付申請手続

水田活用の所得補償交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容欄」の「(3) 水田活用の所得補償交付金」の回答欄の「はい」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又地域農業再生協議会に提出します。

② 出荷・販売等の実績報告

水田活用の所得補償交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第8号の2。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。）を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地域センター等に提出します。

(注1) 畑作物の所得補償交付金(数量払)に交付申請した者であって、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

(注2) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式4)を作成して提出してください。

(3) 作付面積等の確認

① 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物の作付面積や作付状況、交付対象となる取組の実施状況を確認します。

② 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地域センター等との協議の上、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申告面積を作付面積とすることができるものとします。

③ 地域農業再生協議会は、②の確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」(様式第8号)に取りまとめて、その基礎データ(地域センター等が指定した形式とします。)とともに、地域センター等に報告します。

その際、対象作物の作付面積は、戦略作物助成、二毛作助成、耕畜連携助成の面積に区分して報告してください。

④ 地域センター等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

(4) 交付単価等

① 戦略作物助成

当年産において、主食用米を作付けしない水田に戦略作物を作付けする場合には、作付面積に応じて、以下の単価の交付金を交付します。具体的には別紙8「戦略作物助成及び二毛作助成の扱い」に定めています。

作 物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、飼料作物	35,000円／10 a
米粉用米、飼料用米、W C S 用稲	80,000円／10 a
そば、なたね（油糧用）、加工用米	20,000円／10 a

（注１）自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的や、自らの畜産経営に供する目的で対象作物を生産する者も対象となります（二毛作助成、耕畜連携助成、産地資金も同様です。）。

（注２）戦略作物助成は、当年産において１水田当たり１作物となります。

② 二毛作助成

当年産において、「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合に、二毛作として作付けする戦略作物の作付面積に応じて、15,000円／10 a を交付します。具体的には別紙８「戦略作物助成及び二毛作助成の扱い」に定めています。

③ 耕畜連携助成

飼料作物等を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う場合に、その取組面積に応じて、13,000円／10 a を交付します。具体的には、別紙９「耕畜連携助成の扱い」に定めています。

④ 産地資金

地域の実情に即して、①戦略作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産に対して支援を行います。対象作物・交付単価等については、都道府県において定めるものとします。具体的には、別紙10「産地資金の考え方及び設定手続」に定めています。

（５）交付対象面積等の算定

- ① 地域センター等は、地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、交付申請者ごとの戦略作物助成、二毛作助成及び耕畜連携助成の交付対象面積を算定します。

- ② 産地資金については、地域農業再生協議会が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、その結果を「水田活用の所得補償交付金における産地資金の交付額報告書」（様式第13号）に取りまとめて、都道府県を經由して地域センター等に報告します。

（注）面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

（６）交付決定及び交付金の交付

- ① 地域センター長等は、交付申請者ごとの戦略作物助成、二毛作助成及び耕畜連携助成の交付対象面積の算定、産地資金の交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。
- ② 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金の支払時期は、生産年の８月から翌年３月頃になります。

（７）捨てづくりの防止対策等

- ① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。そのような栽培方法に則さず、明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には、交付金を交付しないこととします。

（注）地域センター等は、交付申請者が交付申請を行った作物に係る農地のうち、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受け、地域農業再生協議会の協力の下、その状況の確認を行います。

確認の結果、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外します。

- ② 米粉用米、飼料用米及び加工用米については、地域センター等における新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、実需者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、米穀の需給調整実施要領別紙３の第５の２の（３）及び別紙４の第５の６の（１）において定められた単収を用いて面積換

算することにより、当該米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の実需者等へのお荷数量を確認します。

WC S用稲については、地域農業再生協議会は、作付面積等の現地確認の際に栽培が適切に行われているかを確認することとし、不適切な事例を発見した場合には、地域センター等に報告し、地域センター等が改めて確認します。

- ③ ②の確認の結果、米粉用米、飼料用米及び加工用米にあつては、当年産米の実需者等へのお荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合、WC S用稲にあつては、近隣ほ場の主食用米の生育状況等と比較して、十分な収量が得られないと判断される場合には、

ア 地域センター等が当該交付申請者に対して、収量低下等が生じたと思われる原因や次年度に向けた改善点を記載した理由書の提出を求めることとします。この際、改善の余地があつたにもかかわらず、改善が行われなかったり、自然災害や直播栽培等の新技術の導入初期による技術的な問題等の合理的な理由がないなど、捨てづくりが判明した場合には、交付金を交付しないこととします。

イ また、翌年産における栽培管理状況等について、地域センター等と地域農業再生協議会とが連携して重点的に確認することとします。

- ④ なお、自然災害等により交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができなかった場合については、

ア その原因が自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること

イ 当該自然災害等の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことが確認できること

を条件として、水田活用の所得補償交付金の交付対象とすることができることとします。

5 各種加算交付金

(1) 規模拡大加算

① 対象農地

規模拡大加算の対象農地は、本制度の交付金の交付申請者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権の設定（存続期間が6年以上のもの。残存期間が6年以上の利用権の移転を含みます（ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行う場合には、その存続期間又は残存期間がそれぞれ5年のものに限りまゝす。）。以下同じです。）が行われたものが対象です。具体的には、別紙11「規模拡大加算の交付対象要件」に定める要件を全て満たす必要があります。

なお、米の生産数量目標に従っていない農業者が、主食用米を生産することを目的に面的集積した農地は対象となりません。

また、平成24年度については、平成23年度と同様、本制度の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を生産することを目的に面的集積した農地については、本制度の交付金の交付申請者が否かにかかわらず特例として対象になります。

(注) 利用権とは、基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権のことです。

② 交付申請手続

本制度の交付金の交付申請者のうち、①の対象農地の利用権を有する農業者は、交付申請面積、交付申請金額などを記載した「規模拡大加算交付申請書」（様式第14号）を作成し、規模拡大加算の交付を申請する年度の2月末日までに地域農業再生協議会に提出します。

(注1) 本制度に参加していない農業者が交付申請を行う際には、規模拡大加算交付申請書と併せて、「農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書」（様式第3号）を提出する必要があります。

(注2) ブロックローテーション等を新たに開始することで規模拡大加算の交付申請を行う場合には、6年以上の期間継続して行われるブロックローテーション等の計画を提出する必要があります。

(注3) 集落営農が法人化して規模拡大加算の交付申請を行う場合には、集落営農の農作業受託農地（作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地）の面積を証する書類（営農計画書の写し等）及び法人化後の経営

農地面積を証する書類（営農計画書の写し等）を提出する必要があります。

③ 交付対象要件の確認等

ア 地域農業再生協議会は、農業者から提出された規模拡大加算交付申請書に記載された農地が、①の対象農地であることについて、農地利用集積円滑化団体の確認を受けます。

イ アの確認が終わり次第、地域農業再生協議会は、規模拡大加算交付申請書に「農用地利用集積計画」（農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき市町村が公告したもの）の該当部分の写しを添付して地域センター等に出します。

なお、地域農業再生協議会は、農業者から提出された規模拡大加算交付申請書を取りまとめて、8月31日までに提出のあったものについては9月5日までに、11月30日までに提出のあったものについては12月5日までに、2月末日までに提出のあったものについては3月5日までに地域センター等に提出します。

④ 交付単価

規模拡大加算の交付対象となる利用権の設定が行われた農地面積に応じて、20,000円／10aを交付します。

（注）面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

⑤ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付申請の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を規模拡大加算交付申請書と併せて地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務局長）に送付します。

イ 地方農政局長等は、関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

（注）交付金の支払時期は、規模拡大加算の交付を申請する年度の9月から3月頃になります。

⑥ 生産作物の確認

地域農業再生協議会は、次のことについて、農地利用集積円滑化団体を通じて確認を行います。

ア 農業者戸別所得補償交付金の交付を受けない農業者が規模拡大加算の交付を受けた場合には、交付対象となった農地において農業者戸別所得補償交付金の対象となっていない作物を生産したこと。

イ 米の生産数量目標に従った生産を行っていない農業者が規模拡大加算の交付を受けた場合には、交付対象となった農地において主食用米以外の作物を生産したこと。

⑦ 利用権の設定が解約された場合の加算金の返還

規模拡大加算の交付対象となった利用権の設定が、その効力が発生する日から6年（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権については、その効力が発生する日から5年）が経過する日までに解約（利用権の移転を含みます。以下同じです。）された場合は、規模拡大加算交付金を返還しなければなりません。

ただし、農地の崩壊、土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合はこの限りではありません。

また、利用権の設定が解約された農地について、次の要件の全てを満たす新たな利用権の設定が、解約が行われた日が属する年度内に行われた場合は、返還の必要はありません。

ア 新たな利用権の設定が、農地利用集積円滑化事業により行われたものであること。

イ 新たな利用権の設定が、別紙11「規模拡大加算の交付対象要件」の3から6までの要件の全てを満たすものであること。

ウ 新たな利用権の設定の期間又は新たに移転を受けた利用権の残存期間が、解約された利用権の設定の効力発生の日から6年（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権については、その効力が発生する日から5年）が経過する日以降まで存続すること（別紙11「規模拡大加算の交付対象要件」の1のただし書（ブロックローテーション等の場合の扱い）の場合を除きます。）。

エ 新たな利用権の設定に対して規模拡大加算の交付申請が行われないこと。

(2) 再生利用加算

① 「耕作放棄地の再生利用計画」の作成

- ア 地域農業再生協議会は、原則として毎年3月31日までに、
- a 市町村、農業委員会により耕作放棄地と整理された農地（耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握されたもの）
 - b 市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付けの意思がなく、誰かに委託したいなどの意向が記載された農地の賦存状況を取りまとめて、地域の耕作放棄地の再生利用予定リストを作成することとします。

(注)「耕作放棄地全体調査」は、耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、市町村・農業委員会が行う調査です。また、「農地利用状況調査」は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条の規定に基づき、農業委員会が行う調査です。

- イ 耕作放棄地の再生利用予定リストには、当該農地の地番、面積、農地の状態などを整理して適宜作成することとします（既存のリスト等で代用してもかまいません。）。

- ウ 地域農業再生協議会は、本制度の推進活動、集落座談会等を通じて、耕作放棄地の利用増進を図ってください。その際、再生利用予定リストを活用したり、農地集積円滑化団体が行う面的集積の取組や農業委員会が行う遊休農地の解消のための取組とも連携しながら、地域内外の意欲ある農業者に対して積極的に働きかけることが効果的です。

- エ 地域農業再生協議会は、このような取組の結果、農業者（利用者）とマッチングできた耕作放棄地の情報を取りまとめて、生産年の6月30日までに「耕作放棄地の再生利用計画」を作成します。

(注)「耕作放棄地の再生利用計画」については、農業者（利用者）とマッチングできた農地の地番・面積（畑転換する田、畑別）、利用者名、作付作物名、利用期間などを記載したものとします。

② 対象農地

再生利用加算の対象農地は、

- ア 市町村、農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している畑の耕作放棄地

イ 田の耕作放棄地及び市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付の意思がなく、誰かに委託したいなどの意向が記載された農地のうち畑転換するものが対象です。

③ 交付申請手続

「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、対象農地に麦、大豆、なたね、そばの対象作物を作付ける者については、交付申請書の「交付申請の内容」欄の「(3) 再生利用加算」の回答欄「はい」に○を付けて、対象農地の作付面積を記載した営農計画書とともに、生産年の6月30日までに地域農業再生協議会に提出します。

④ 作付面積の確認

ア 地域農業再生協議会は、農業者の営農計画書を基に、農業共済引受面積との突合又は現地確認することにより、対象農地において対象作物の作付けが行われていることを確認します。

イ 作付面積の確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」(様式第8号)に取りまとめて、その基礎データ(地域センター等が指定した形式とします。)とともに、地域センター等に報告します。その際、交付申請者の営農計画書の写し、「耕作放棄地の再生利用計画」も添付して報告してください(参考様式2「耕作放棄地の再生利用計画」を参照してください。)

⑤ 交付単価

交付対象面積に応じて、次の単価を最長で5年間交付します。

平 地	20,000円／10 a
条件不利地	30,000円／10 a

(注) 条件不利地は、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2に規定する集落協定又は個別協定に位置付けられた農地です。

⑥ 交付対象面積の算定

地域センター等は、地域農業再生協議会から農業者ごとに報告された平地条件不利地域における対象作物の作付面積により交付対象面積を確定します。

(注) 面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

⑦ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付対象面積の確定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

イ 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の10月から翌年3月頃になります。

ウ 対象作物の作付け開始後、5年を経過するまでの間に、対象農地に対象作物以外が作付けられた場合には、その時点で営農として定着したとみなし、加算による支援は終わることになります。

また、再度不作付地にした場合には、特別な事情がない限り、それまで受領した加算金の返還を求めることになります。

(3) 緑肥輪作加算

① 交付対象者

畑地において、休閑緑肥（対象畑作物の生産力の向上のため、同一年度内に他の作物の収穫・販売を行わずに、緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑地にすき込むもの）に取り組む者が対象です。

(注) 畑地とは、別紙3「米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」に該当しない農地のことです。

② 対象となる緑肥作物

対象となる緑肥作物は、エンバク、イタリアンライグラス、青刈りとうもろこし等の地力の維持・向上効果が高い作物であり、土壌に適切にすき込まれるものとします。

③ 対象となる面積

前年産で畑作物の所得補償交付金の対象作物が栽培された畑地のうち、当年産で他の作物の収穫を行わずに緑肥作物を栽培してすき込んだ面積とします。

④ 交付申請手続

ア 緑肥輪作加算の交付を受けようとする農業者は、交付申請書の「交付申請の内容」欄の「(5) 緑肥輪作加算」の回答欄「はい」に○を付けて、営農計画書の「作物名」欄に緑肥作物の名称を、「作物作付面積欄」には場にすき込む面積を、「備考」欄に当該ほ場において前年産に作付けた対象畑作物の名称をそれぞれ記入し、生産年の6月30日までに地域センター等に提出します。

イ 農業者は、緑肥作物のすき込みが終わり次第、「緑肥輪作加算実績報告書（様式第15号）」を作成し、地域センター等に報告します。

⑤ 交付単価

交付対象面積に応じて、10,000円／10aを交付します。

⑥ 交付対象面積の算定

地域センター等は、④のイで農業者から報告された実績報告書に記載された「前年産に畑作物の所得補償交付金の対象作物を作付し、当年産で緑肥作物をすき込んだほ場の面積」を交付対象面積とします。

ただし、前年産にでん粉原料用ばれいしょや生食・加工用等のばれいしょを作付けし、当年産として緑肥作物をすき込んだ場合は、畑作物の所得補償交付金の対象となる前年産のでん粉原料用ばれいしょの生産数量を北海道の実単収で割り戻した面積を交付対象面積の上限とします。

(注) 面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

⑦ 交付決定及び交付金の交付

ア 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付対象面積の確定が終わり次第、交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

イ 地方農政局長等は、交付金計算書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

(注) 交付金の支払時期は、生産年の10月から翌年3月頃になります。

第8 交付申請者の農業経営の承継等

- 1 交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、当該交付申請者が本制度において行った手続を前提として、交付金の交付を受けるための手続を承継することができます。
- 2 交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、1により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が本制度において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができることとします。
- 3 1又は2により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第16号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地域センター等に提出してください。
 - (1) 1により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合
 - ① 承継者に係る交付申請書
 - ② 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類
 - (2) 2により交付金の交付を受ける場合
 - ① 交付申請者と相続関係があることを確認できる書類
 - ② 交付申請者が死亡したことを確認できる書類

第9 関係機関の役割

本制度の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) 都道府県

- ① 都道府県農業再生協議会の意見を聴いて、市町村ごとの米の生産数量目標を設定し、市町村へ通知

- ② 水田活用の所得補償交付金における産地資金の助成内容の設定
- ③ 関係機関と連携し、本制度の普及・推進等

(2) 都道府県農業再生協議会

- ① 市町村別の米の生産数量目標の設定ルールについて、都道府県に対して意見具申
- ② 水田活用の所得補償交付金における産地資金の助成内容の設定に関する意見具申
- ③ 都道府県と連携し、本制度の普及・推進等

(3) 市町村

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、市町村別の米の生産数量目標を基に、農業者別の米の生産数量目標の設定ルールを決定
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、本制度の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、米の生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積の確認等
- ③ 調整水田等の不作付地の改善計画の認定
- ④ 地域における戸別所得補償制度加入者等へのフォローアップ
- ⑤ 本制度の普及・推進等

(4) 農協等の団体

- ① 農業者別の生産数量目標の設定ルールに従って、農業者別の生産数量目標を調整し、構成員である農業者ごとに設定・通知
- ② 地域農業再生協議会の構成員として、本制度の交付金（特に、畑作物の所得補償交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、米の生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積等の確認等
- ③ 畑作物の所得補償交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等

(5) 農業共済組合等

- ① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援

- ② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の
共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地域センター等及び地域農業再生協議会に提供
等

（６）地域農業再生協議会

- ① 農業者別の生産数量目標の設定ルール決定（必要に応じて、農業者別の生産数量目標も算定）
② 交付申請書、営農計画書等の申請書類の配布・回収
③ 米の生産数量目標に従っていること、対象作物の作付面積等の確認、システム入力等
④ 水田活用の所得補償交付金における産地資金の助成内容の設定に関する検討
⑤ 農業者別の水田情報等の整理
⑥ 地域の耕作放棄地の再生利用予定リスト及び再生利用計画の作成、その解消に向けた推進
⑦ 地域における戸別所得補償制度加入者等へのフォローアップ
⑧ 本制度の普及・推進
等

（７）地域センター等

- ① 本制度の普及・推進
② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付
③ 農業者別の畑作物の生産数量目標の設定確認、作付面積、生産数量の確認
④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の所得補償交付金の対象作物の作付面積等の確認、捨てづくりの防止の徹底
⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の認定、横流れ防止の徹底
⑥ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
⑦ 市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における戸別所得補償制度加入者等へのフォローアップに対する支援
⑧ アダムスへの入力、交付金の支払等
等

第10 証拠書類等の保存期間

本制度の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。

第11 報告及び検査

- (1) 地域センター長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、実需者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することとします。

具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等がわかる資料を提出してもらう場合があります。

- (2) また、地域センター長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地域センター等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。
- (3) 本制度が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。

第12 交付金の返還

- (1) 交付申請者が本制度の交付金を受けた後に、
- ① 交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合
 - ② 交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合
 - ③ 米穀の需給調整実施要領に定める新規需要米、加工用米及び備蓄米の生産に取り組む者であって、本制度の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合
 - ④ 地域センター等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合

などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができることとします。

なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての農業者戸別所得補償制

度の交付金の返還を命ずることとします。

また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。

(2) 地方農政局長等は、(1) により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。

(3) (2) により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとし、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを処分することができるものとします。

(注) 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、上記の措置とは別に、水田・畑作経営所得安定対策で交付された交付金の返還を求める場合があります。

第13 その他

本制度の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7133号）

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行します。
- 2 本実施要綱の制定に伴い、戸別所得補償モデル対策実施要綱（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。
ただし、平成22年度に戸別所得補償モデル対策実施要綱に基づき行われた取組については、なお従前の例によることとします。

附 則（平成23年9月1日付け23経営第1616号）

この通知は、平成23年9月1日から施行します。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度事業実施要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成24年12月17日から施行します。
- 2 この通知による改正後の第7の4の(2)の②及び(3)の④並びに同5の(1)の①の規定に係る部分については、平成25年4月1日から適用します。

調整水田等の不作付地の改善計画の手続

1 申請手続

- (1) 米の所得補償交付金の交付を受けようとする者のうち、調整水田等の不作付地（ほ場 1 筆単位）を有する者については、「調整水田等の不作付地の改善計画」（様式第 5 号。以下「改善計画」といいます。）に必要事項を記入し、生産年の 6 月 30 日までに、市町村に提出します。

ただし、前年度までに市町村の認定を受けた農業者については、当年度以降に新たに不作付地となった水田のみ作成します。

（注）改善計画については、必要事項が記載できるものであれば、様式第 5 号を参考として、市町村は独自の様式（選択肢を設定したチェック方式の様式等）を定めることができます。

また、水田情報（水田台帳等）が整理され、集落等地域ぐるみで不作付地の改善に向けた検討を進めることが確実と認められる場合には、その範囲内に住所地を有する販売農家又は集落営農の改善計画を一覧表形式で整理して作成することも可能です。

- (2) 市町村は、提出された改善計画について、販売農家又は集落営農ごとに水田情報（水田台帳等）に照らして、

- ① 不作付地の地番、面積
- ② 不作付地ごとに、作物の栽培ができない理由
- ③ 改善に向けた具体的な取組内容及びその達成予定年

が正確に記載されていることを確認し、次の例を参考として、内容に不備がなく、特段の問題がなければ認定してください。

- （注 1）改善計画を作成する必要がある水田については、別紙 3 「米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」の交付対象水田の範囲内の水田とします。

ただし、土地改良事業が行われている水田（いわゆる土地改良通年施行）は改善計画を作成する必要はありません。

- （注 2）達成予定年は、3 年以内を目途に設定しますが、他の政策目的に活用することで作物作付けが期待できない水田や周辺の状況から見て将来的にも作物生産が期待できない水田がある場合には、改善計画の達成予定年は記載せず、「－」（バー）を記載してください。

【例】

<作物の栽培ができない理由>	<改善に向けた取組内容>
○ 連作障害を防ぐために休耕している	→ ブロックローテーションの計画に則した作物生産を行う
○ 湿田で麦・大豆等の作付けができない	→ 農業協同組合等と相談し、飼料用米等の作付けを検討する
○ 高齢であり自力作付には限界がある	→ 集落営農に参加する、他人に委託する
○ ほ場条件が悪く引き受け手が見つからない	→ ほ場条件を整備し利用を図る
○ ビオトープとして町と契約している	→ 契約内容に従った利用を行う
○ 鳥獣害を防止するための緩衝帯として活用している	→ 引き続き緩衝帯として活用する
○ 水稻の育苗ハウスとして活用している	→ 引き続き水稻の育苗ハウスとして活用する

2 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われない場合の取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (1) 人・農地プラン（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する人・農地プランをいいます。）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたもの
- (2) その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

3 地域センター等への報告

市町村は、改善計画を認定した結果を生産年の9月30日までに地域センター等に提出してください。

米の生産数量目標に従っていることの確認方法

1 確認体制の整備

- (1) 地域農業再生協議会は、農業共済組合、生産調整方針作成者、農業委員会、都道府県、地域センター等と連携し、交付申請者の対象作物の作付面積等の確認体制を整備してください。
- (2) 確認事務の簡素化の観点から、農業共済組合等との連携を図っていただき、水稻共済細目書異動申告票と営農計画書の様式を一体化するなどにより、農業者データの共有化に努めてください。

2 確認手法

- (1) 生産数量目標に従っていることの確認については、地域農業再生協議会が、交付申請者ごとに設定された生産数量目標の面積換算値の範囲内で主食用水稻の作付けが行われていることを確認することにより行います。
- (2) その際、交付申請者が水稻共済加入者である場合には、交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付面積と当該交付申請者の水稻共済引受面積との突合により行うことが効率的です。
- (3) 具体的には、交付申請者の営農計画書における水稻作付面積の合計から、農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地、青刈り稲、WC S 用稲等の作付面積）がある場合はその面積を控除した面積（水稻共済突合基礎面積）を水稻共済引受面積と突合します。

（注）水稻共済突合基礎面積を算定する際には、面積の単位は0.1 a 単位とし、交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付けに係る耕地ごとの面積に0.1 a 未満の端数があるときには、四捨五入の方法により耕地ごとの端数を整理した上で、その面積を合計します。

- (4) 主食用水稻の作付面積は、水稻作付面積から加工用米、新規需要米及び備蓄米の作付面積を控除した面積とし、その面積が、当該交付申請者の生産数量目標の面積換算値を超えていないことを確認します。

【確認手順】

(ア) 水稻共済突合基礎面積の算出

水稻共済突合基礎面積

$$= \text{農業者の水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{各農業共済組合等が引受を行わない水稻の作付面積} \\ \cdot \text{新規開田地の水稻作付面積} \\ \cdot \text{青刈り稻の作付面積} \\ \cdot \text{WCS用稻の作付面積} \quad \text{等} \end{array} \right]$$

(イ) 水稻共済突合基礎面積と水稻共済引受面積との突合

(ウ) 主食用水稻の作付面積の算出

主食用水稻の作付面積

$$= \text{水稻作付面積} - \left[\begin{array}{l} \text{加工用米の作付面積} \\ \text{新規需要米の作付面積} \\ \text{備蓄米の作付面積} \end{array} \right]$$

(エ) 主食用水稻の作付面積と生産数量目標の面積換算値との突合により、生産数量目標に従っていることを確認

- (5) 地域農業再生協議会は、交付申請者が水稻共済未加入者である場合には、当該交付申請者の営農計画書に記載された水稻作付面積について、交付申請者ごとの水田情報（水田台帳等）、土地台帳及び集落地図等を活用しながら、現地ほ場において、実際の作付状況を確認することとし、必要に応じて実測を行ってください。

その際の水稲作付面積は田本地面積とし、畦畔、はざ場等の水稻の作付けが不可能な面積は含みません。

なお、当該交付申請者について、加工用米、新規需要米又は備蓄米の作付けがある場合は、当該交付申請者の水稻作付面積から当該面積を控除して得た主食用水稻の作付面積と当該交付申請者の生産数量目標の面積換算値を突合することにより確認します。

米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地

1 交付対象水田の整理・更新の基本的な考え方

(1) 地域農業再生協議会においては、毎年7月1日現在で、農業者ごとの営農計画書等を基に、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」という。）を明確にした水田情報（水田台帳等）を整理してください。

(2) 交付対象水田の整理に当たっては、次の方法を基本とします。

① 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。

また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。

② 交付対象水田の面積については、田本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含みません。

③ 地域農業再生協議会は、営農計画書に記載された交付対象水田について、その状況を適切に把握することとし、次のいずれかの方法により、定期的に確認をします。

ア 実測

米及び水田活用の所得補償交付金の対象作物の作付面積の確認の機会を利用して、交付対象水田の本地面積を各筆ごとに測定します。

イ 水稻共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

交付対象水田に係る水稻共済細目書の水田面積（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）、土地登記簿、固定資産課税台帳、地積調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合します。

ただし、当該資料に記載された面積が本地面積であることが確認できない場合には、次のいずれかの手法を参考に推計した畦畔率を用いて畦畔面積を

算出して、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積と照合します。

- ・ 交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
- ・ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等の水田の区画が整理されている地域に限ります。）
- ・ 統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地域センター等と協議して定めたもの

2 交付対象水田の範囲

（１）前年度において米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- ② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が本制度の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの
- ③ 再生利用加算の交付対象となった農地
- ④ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われていないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。
 - ア 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたもの
 - イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

（２）（１）のほか、本制度の実施に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から③までのいずれかに該当するもの。ただし、④のアからエまでのいずれかに該当するものを除きます。

- ① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加し

ないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、

ア 水稲の作付けが行われた水田

イ 水稲以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等
に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稲の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地域農業再生協議会が認めたもの（ただし、当該地域農業再生協議会で整理している交付対象水田の合計が増加しないことが条件となります。）

③ 上記のほか、交付金の交付が適当と認められる農地であって、地方農政局長等が定める要件に該当するもの

④ 交付対象水田に該当しない土地

ア 新規開田地に該当するもの（前年度において交付対象水田以外の土地（②又は③に該当するものを除きます。）であって、前年産の水稲の収穫期後水稲の作付けが可能となったもの若しくは水稲の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの）

（注）新規開田地とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の2に規定する新規開田地等をいいます。

イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難と地域農業再生協議会が判断する農地

ウ 再生利用加算の交付対象となった農地

エ 調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われていないことが確実な農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたもの
- ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

3 報告及び指導

- (1) 地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田の合計を「農業者戸別所得補償交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」(様式第7号)により、地域センター等に報告します。
- (2) 地域センター等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。

数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類

対象作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦	交付年度に生産する麦であって、農協等と実需者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用麦、ビール用麦は対象外です。	・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（品質評価主体から通知された品質評価結果通知書の写しなど） （注）品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙5「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります。 ・ 通常の用途と異なる利用実態があり、実際の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（実需者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの）
大豆	交付年度に生産する大豆であって、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、大豆品位等検査で3等以上の等級及び特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。	・ 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）

てん菜	交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度13.5度以上のものに限ります。	国内産糖製造事業者に販売する生産者別の平均糖度及び数量を確認できる書類
でん粉原料用ばれいしょ	交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限ります。	でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類
そば	交付年度に生産するそば（普通そば、だったんそば）であって、農協等と実需者等との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。	- 出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） - そば品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）
なたね	交付年度に生産する油糧用のなたねであって、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。	製油工場等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなどで、品種名が分かるもの）

（注1）そば及びなたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地域センター等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地域センターは、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）

（注2）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象作物については、播種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地域センター等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工や直売所で販売する予定であった対象作物については、播種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

麦の品質区分と品質評価基準

1 麦の品質区分

Aランク	評価項目の基準値を3つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Bランク	評価項目の基準値を2つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Cランク	評価項目の基準値を1つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Dランク	評価項目の基準値を2つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦
	A～C区分のいずれにも該当しない麦

2 麦の品質評価基準

(1) 小麦（日本麺の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (低アミロース品種等)	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰 分	1.60% 以下	1.65% 以下
容 積 重	840g/ℓ 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「低アミロース品種等」は、粘弾性（もちもち感）を高め、製麺適性を向上させた品種であり、最近の品種転換の主流となっているが、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ。

(2) 小麦（パン又は中華麺の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (低アミロース品種等)	11.5～14.0%	10.0%～15.5%
灰 分	1.75% 以下	1.80% 以下
容 積 重	833g/ℓ 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(3) 小麦（醸造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	II 12.0%以上 13.5%未満	
	III 13.5%以上	
容 積 重	760g/ℓ 以上	—

(注) たんぱく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱく II は2つ達成、たんぱく III は3つ達成したものとす。

(4) 二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	709g/ℓ 以上	—
細 麦 率	2.5mm (篩) 下に3.0%以下	—
白 度	40以上 基準歩留：55%	37以上
正常粒率	80%以上 (65%歩留時) 1.8mm (篩) 上 (砕粒を除く)	70%以上

(5) 六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	六条大麦 690g/ℓ 以上 はだか麦 840g/ℓ 以上	—
細 麦 率	六条大麦 2.2mm (篩) 下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm (篩) 下に2.0%以下	—
白 度	43以上 基準歩留：六条大麦 55% はだか麦 60%	40以上
硝 子 率	六条大麦 40%以下 はだか麦 50%以下	50%以下 60%以下

(6) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 7.5%以上 9.0%未満	6.5%以上
	II 9.0%以上 10.5%未満	
	III 10.5%以上	
細 麦 率	二条大麦 2.2mm (篩) 下に2.0%以下 六条大麦 2.0mm (篩) 下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm (篩) 下に2.0%以下	—

(注) たんぱく I は品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱく II は2つ達成、たんぱく III は3つ達成したものとす。

(別紙6)

パン・中華麵用品種加算の対象範囲

畑作物の所得補償交付金の数量払において、小麦の交付単価に加算(2,550円/60kg)を行うパン・中華麵用品種は、次のとおりです。

品種名	産地名
キタノカオリ	北海道
はるきらり	北海道
ハルユタカ	北海道
春よ恋	北海道
ゆめちから	北海道
ゆきちから	青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、富山県、石川県
コユキコムギ	岩手県(西磐井郡平泉町)
ナンプコムギ	岩手県
ハルイブキ	秋田県
アオバコムギ	福島県
ゆめかおり	茨城県、栃木県、長野県
ユメシホウ	茨城県、千葉県、神奈川県
タマイズミ	栃木県(小山市、下野市、下都賀郡野木町)、岐阜県、三重県
ダブル八号	群馬県
ハナマンテン	埼玉県、長野県
ニシノカオリ	神奈川県、三重県、滋賀県、京都府、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

ユメアサヒ	長野県
ミナミノカオリ	滋賀県、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県（中津市、豊後高田市以外）、鹿児島県
ちくしW二号	福岡県

(注) 上記のほか、コユキコムギ（岩手県（西磐井郡平泉町以外））、タマイズミ（栃木県（小山市、下野市、下都賀郡野木町以外））、ナンブコムギ（青森県、宮城県、秋田県、山形県、石川県、福井県）、ニシノカオリ（大分県）、ミナミノカオリ（大分県（中津市、豊後高田市））、ゆめちから（兵庫県）であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、加算の対象とします。

営農継続支払に係る前年産生産面積の算定方法

1 前年産生産面積の算定式

- (1) 営農継続支払に係る前年産生産面積は、対象作物ごとに以下の算定式で得られる換算面積とします。

「A：申請者の前年産における数量払の交付対象数量」÷「B：前年産における当該作物の都道府県別実単収」

- (2) 「A」の前年産の交付対象数量は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねについて、別紙4「数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類」に該当するものとします。
- (3) 「B」の前年産の都道府県別実単収は、対象農地のある都道府県の単位面積当たりの収穫量とします。具体的な数値は、5月中旬を目途として、経営局長が別に定めます。

2 前年産生産面積算出の特例

- (1) 次の①又は②の場合、営農継続支払は、それぞれに示す複数の者の前年産生産面積を一つに合算して交付申請することができることとします。
- ① 複数の農業者、法人、集落営農組織が構成員となり、新たに法人又は集落営農組織が設立された場合、各構成員の前年産生産面積
 - ② 既存の法人又は集落営農組織に新たに加入する者がいる場合、新たに加入する者の前年産生産面積と当該法人又は組織の前年産生産面積
- (2) 前年産生産面積を合算する申請者は、交付申請書を提出する際、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにあつては「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積の合算申請申出書」（麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにあつては様式第18号の1に、そば、なたねにあつては様式第18号の2）に必要事項を記入し、組織の構成員名簿等の証拠書類を添付して地域センター等に提出してください。

戦略作物助成及び二毛作助成の扱い

1 戦略作物助成及び二毛作助成の要件

戦略作物助成及び二毛作助成の対象となる戦略作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 米粉用米、飼料用米

新規需要米取組計画（米穀の需給調整実施要領別紙 4 の第 5 の 1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第 5 条第 3 項）の認定を受けていること。

(5) W C S 用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) そば

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(7) なたね

農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

（８）加工用米

加工用米取組計画（米穀の需給調整実施要領別紙３の第５）の認定又は加工用米出荷契約（米穀の需給調整実施要領別紙３の第６）を締結していること。

（注）麦、大豆、そば、なたねのうち、自家加工については、様式第17号「畑作物の自家加工販売計画書」を、直売所での販売については、直売所と取引契約を締結又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画を作成してください。

２ 二毛作助成の対象作物の申告

- （１）戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出する営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告することとします。
- （２）それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方（戦略作物助成の対象とならない方）が二毛作助成となりますので、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

耕畜連携助成の扱い

1 交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

(1) わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表 1 に定めています。）に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
- ③ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

(2) 水田放牧（水田における牛の放牧の取組）

利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における放牧の取組であること。
- ② 1 ha 当たりの放牧頭数が成牛換算で 2 頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛 2 頭あたり成牛 1 頭とします。
- ③ 対象牛は、おおむね 24 か月齢以上の成牛又は 8 か月齢以上の育成牛であること。
- ④ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1 ha 当たり延べ放牧頭数が 180 頭日以上であること。

(3) 資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

水田で生産された粗飼料作物等（粗飼料作物等の範囲は別表 2 に定めています。）の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における堆肥の散布の取組であること。
- ② 散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
- ③ 堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。）であること。

- ④ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ⑤ 堆肥の散布量が10 a 当たりで2 t 又は4 m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができます。

(注) 自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

2 利用供給協定の締結

耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）することが必要です。

(別表1) 利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。	
1	わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
	(1) 取組の内容
	(2) わらを生産する者
	(3) わらを収集する者
	(4) わらを利用する者
	(5) ほ場の場所及び面積
	(6)刈取り時期
	(7) 利用供給協定締結期間
	(8) わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
	(9) その他必要な事項
2	水田放牧（水田における牛の放牧の取組）
	(1) 取組の内容
	(2) 飼料作物を生産する者
	(3) 牛群を管理する者
	(4) ほ場の場所及び面積
	(5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
	(6) 利用供給協定締結期間
	(7) 水田放牧の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
	(8) その他必要な事項

3 資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

（別表2）粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WC S用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクロバ、シロクロバ、アルサイククロバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

（注）上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限り、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合（新規需要米を除きます。）は、あらかじめ地方農政局長等と協議することとします。

産地資金の考え方及び設定手続

1 趣旨

「産地資金」は、地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、地域振興作物・備蓄米の生産を支援するものです。また、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図るため、畑地で生産する作物を対象とすることもできることとしています。

2 産地資金による助成内容の設定

- (1) 国から各都道府県に対して、それぞれの資金枠を配分します。
- (2) 都道府県は、国から配分された資金枠の範囲内で、助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分された資金枠をさらに地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできます。
- (3) 助成の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。
 - ① 戦略作物に対する助成については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
 - ② 農業者戸別所得補償制度における趣旨を損なうような助成としないこと
 - ③ 主食用米、輸出用米（米穀の需給調整実施要領別紙4の第3の5）及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと
 - ④ 畑地を対象とする場合の対象作物は、畑作物の所得補償交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）とし、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
- (4) 景観形成作物や地力増進作物の生産に対する助成内容を設定することもできます。（当該作物のみを生産する農業者も交付対象とすることができます。）
- (5) 都道府県は、都道府県段階で設定した助成内容及び地域農業再生協議会ごとに設定した助成内容を取りまとめて「水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用計画書」（様式第19号）を作成し、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）の所在しない都府県にあっては都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターを経由して、地方農政局等に生産年の5月31日までに提出するものとします。
- (6) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、都道府県に通知するものとします。

3 交付対象面積等の確認・算定

- (1) 地域農業再生協議会は、助成内容に応じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積や取組の実施状況を確認します。
- (2) 地域農業再生協議会は、(1) の確認結果に基づき、交付申請者ごとに各助成の交付対象面積を算定します。交付対象面積は、助成ごとに a 単位（1 a 未満切り捨て）となります。

4 交付金額の算定・交付

- (1) 地域農業再生協議会は、算定した交付対象面積に基づき、交付申請者ごとの交付金額を算定して「水田活用の所得補償交付金における産地資金の交付額報告書」（様式第13号。以下「交付額報告書」といいます。）に取りまとめ、その関連データ（交付申請者ごとの交付額及び算定の基礎となった面積データを整理したものであって、地域センター等が指定した形式とします。）とともに都道府県を經由して地域センター等に提出します。

（注1）都道府県における交付額報告書の地域センター等への経由については、複数の地域センター等が所在する都道府県にあっては、都道府県庁所在地を管轄する地域センター等にまとめて送付することとします。

（注2）交付申請者ごとの交付額の算定の根拠となる書類については、地域農業再生協議会で保存しておくことにします。保存期間は、産地資金にかかる農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から5年間です。

- (2) その際、交付申請者ごとの交付金額の算定の結果、配分枠を超過する場合には、あらかじめ「水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用計画書」で定めた単価調整の方法に基づき、配分枠内に収まるように交付単価を減額することになります。
- (3) 都道府県は、地域からの実績報告（「水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用実績報告書」（様式第20号）の別紙）を取りまとめ、「水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用実績報告書」（様式第20号）を作成し、地方農政局等の所在しない都府県にあっては、都府県庁所在地を管轄する地方農政局の地域センターを經由して、地方農政局等に提出します。
- (4) 地域センター長等は、交付申請者ごとの交付金計算書を作成します。また、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長は、交付申請者ごとの交付金計算書を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に送付します。

規模拡大加算の交付対象要件

規模拡大加算の交付対象となるものは、次の1から9までの要件を全て満たすものです。

- 1 規模拡大加算の交付を受ける年度の前年度の3月1日から規模拡大加算の交付を受ける年度の2月末日までに、基盤強化法第19条に規定する農用地利用集積計画の公告により利用権が設定又は移転され、当該利用権の存続期間が6年以上（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権の存続期間は5年）であること。

ただし、一定の区域内において、6年以上の期間継続して行われるブロックローテーション等を新たに開始する場合は、それぞれの農地の利用権の設定の存続期間は6年以上である必要はありません。この場合の規模拡大加算の対象面積は、ブロックローテーション等の計画に基づき開始年以降6年間の各年度の利用権の設定が行われる農地の面積の合計を6で除した面積とします。

また、期間借地（1年のうちの一部の期間を指定して行う利用権の設定をいいます。）の場合は、6年以上継続して期間借地する必要があります。この場合の規模拡大加算の対象面積は、期間借地する農地面積に6年間のうち利用権の設定がされる期間の割合を乗じた面積とします。

- 2 新たな利用権の設定であること。

利用権の期間終了後に、当該利用権の設定を受けていた者に対して利用権を再設定した農地や、設定されている利用権をその存続期間中に解約し、当該利用権の設定を受けていた者に対して利用権を再設定した農地は対象になりません。

- 3 面的集積された利用権の設定であること。

本要件において面的集積とは、同一の集積対象者が使用収益権に基づき経営する2筆以上の農地がまとまりを構成しているものをいいます。また、1筆であっても1ha以上の面積を有する農地については、面的集積していることとします。

なお、2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障のないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの。
- ② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの。
- ③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの。
- ④ 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの。
- ⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの。

- ⑥ 地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの。人・農地プラン及び経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する経営再開マスタープランをいいます。）で定められた地域の中心となる経営体への農地の集積範囲内において利用権が設定された場合は、地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めたものとします。

4 次のすべてを満たす者に対して行われた利用権の設定であること。

- ① 耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
- ② 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ただし、農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農業生産法人及び農用地利用集積計画に「利用権の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合に利用権の解除をする」旨の条件が付されて利用権の設定を受けた者（基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者）にあつては、②を満たす必要はありません。

5 集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地（作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地）の面積より増加していること。

6 農地の所有者から農地利利用集積円滑化団体に対して、利用権の設定の相手方の選定及び農用地利用集積計画への同意について委任する旨が書面により意思表示されていること（農地所有者代理事業）、又は転貸する相手方を指定しないことについて書面により意思表示されていること（農地売買等事業）。

7 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地に係る利用権の設定であること。

8 世帯員の間での利用権の設定ではないこと。

9 農業を営む法人を単独で設立する者及びその世帯員が所有する農地の当該法人に対して行われる利用権の設定ではないこと。

農業者戸別所得補償交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

999999999999999999999999

交付申請の内容(詳細)

(1) 米の所得補償交付金

米の所得補償交付金の交付を受けたいので、農業者戸別所得補償制度実施要綱（以下「実施要綱」といいます。平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の第7の1の（5）の規定に基づき、地域農業再生協議会から地域センターに報告された主食用水稻の作付面積から自家消費等分10aを控除して算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

（注）当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、実施要綱に基づき米価変動補填交付金が交付されます。

(2) 畑作物の所得補償交付金

① 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱の第7の3の（1）の②のイの規定に基づき、対象農産物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

② 営農継続支払

営農継続支払の交付を受けたいので、実施要綱の第7の3の（2）の③の規定に基づき算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の所得補償交付金における数量払の交付申請書」（様式第10号の1）の提出が必要になります。

(3) 水田活用の所得補償交付金

水田活用の所得補償交付金の交付を受けたいので、実施要綱の第7の4の（5）の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(4) 再生利用加算

再生利用加算の交付を受けたいので、実施要綱の第7の5の（2）の⑥の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した作付面積により確定した交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(5) 緑肥輪作加算

緑肥輪作加算の交付を受けたいので、実施要綱の第7の5の（3）の⑥の規定に基づき、緑肥輪作加算実績報告書で報告するすき込み面積により確定した交付対象面積に交付単価を乗じて計算された金額の交付を申請します。なお、ほ場にすき込みが終わった時点で、その実績を報告します。

農業者戸別所得補償交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する報告や立入調査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を 5 年間保管し、
地域センター等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した戦略作物（戦略作物助成及び二毛作助成の対象となるもの）について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないことが判明した場合
 - (4) 営農計画書に記載した交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない（捨てづくり）ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (5) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (6) 再生利用加算の受領後、特別な事情がないのに、5 年以内に対象農地を再び不作付地に戻した場合
 - (7) 地域センター等による立入調査に応じない場合

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にレ印を必ずご記入ください。

農業者戸別所得補償交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、農業者戸別所得補償制度の交付金を交付するために、本制度の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本制度の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等や、水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和交付金の計算や米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本制度の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、耕作放棄地再生利用対策、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、環境保全型農業直接支援対策、戸別所得補償経営安定推進事業、地域農業経営再開復興支援事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業、国産粗飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、販売先又は販売の委託先、農業共済組合連合会、農業共済組合等、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、独立行政法人農畜産業振興機構、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書

24年産

〇〇地域センター長 殿
 〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

地域農業再生協議会長様へ

平成 年産における農業者戸別所得補償制度の交付金に係る対象作物の作付面積を申告します。

申請年月日 平成24年4月1日

作成者	フリガナ	ノウリン タロウ		フリガナ	
	氏名又は法人、組織名	農 林 太 郎		代表者氏名(法人、組織のみ)	
住所	(〒123-4567)	都道府県	市区町村	電話	012 [345] 6789
	東京 千代田区			FAX	012 [345] 6789
経営形態	☐ 個人 ☒ 集落営農(構成員 人) ☐ 法人				
	交付申請者管理コード		共済加入者コード		

農地の利用計画記入欄	農地の番号		作期	面積 (本地面積)	作物作付面積	作物名 (注2)	耕畜連携助成		再生利用加算	緑肥輪作	地権者(権原を有する者)		緑地造成	転換畑	新規開田	備考
	耕地番号	分筆番号					自家消費 該当	取組の種類 (注3)			住所	氏名				
ほ 場 欄 (注1)	0001	001	上町1	1 1	1 0 0 1 8	主食用水稻										
	0002	001	上町2	1 1	5 9 8 2	主食用水稻 (種子生産ほ場)										
	0003	001	上町3	1 1	4 5 3 4	醸造用玄米										
	0004	001	上町4	1 1	2 1 0 7	飼料用米										
	0005	001	上町5	1 1	1 0 0 4	自己安全管理										不作付地の 改善計画書提出
	0006	001	上町6	1 1	1 6 7 4	大豆										
	0006	001	上町6	1 2	1 6 7 4	小麦										
	0007	001	上町7	2 1	2 8 2 2	小麦										
	0008	001	上町8	1 1	2 9 8 4	小麦 (種子用麦)										
	0009	001	中町1	1 1	3 7 2 8	飼料作物										
	0010	001	中町2	1 1	3 0 4 4	そば					虎ノ門7-7	田畑次郎				
	0011	001	中町3	2 1	1 9 8 5	なたね										不作付地の 改善計画書提出
	0012	001	中町4	1 1	2 2 1 8	ブルーベリー										
	0013	001	下町1	1 1	1 9 4	ハウレンソウ										
	0013	002	下町1	1 1	5 6	白菜										
	0014	001	下町2	2 1	1 0 6 4	調整水田										
	0015	001	下町3	2 1	5 1 0 9	緑肥作物										

(注1)一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期欄」において、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子生産ほ場)又は転作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することと区別する。

(注2)「作物名欄」には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、ビール用麦、種子用麦)、てん菜、でん粉原料ばれいし(専用品種、その他)、なたね(油用種、その他)、そば、大豆(普通大豆、黒大豆、種子大豆)、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己安全管理、土地改良通年施行等)をすべてほ場について記入する。

(注3)耕畜連携助成の取組の種類には、①わら利用:わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場のわら利用の取組 ②水田放牧:水田における牛の放牧の取組 ③資源循環:飼料生産水田への堆肥散布の取組 ④別を記入

認定方針作成者等から通知された「生産数量目標」、「単収」、「作付面積(換算値)」を記入してください。「単収」が通知されていない場合は、認定方針作成者等に確認の上、記入してください。

対象作物	生産数量目標等(農業者等間協議後)記入欄			設定確認欄
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	
主食用水稻	8,500	500	17,000	
小麦	1,800		4,496	
大豆				
はだか麦				
飼料用米				
大豆	300		1,674	
そば	180		3,044	
なたね	300		1,985	

対象作物	生産数量目標等(農業者等間協議後)記入欄			設定確認欄
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	
てん菜				
でん粉原料ばれいし				

農業共済加入状況(含加入予定)記入欄				
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入				
水稲	麦	大豆	そば	てん菜
○	○	○		

農地の利用計画記入欄の作物別の作付面積の合計値を記載してください。

新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄				担当者記入欄	
区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作付調整後の出荷・販売契約数量	出荷・販売数量	備考
WCS用稲		a ㎡	kg	kg	
米粉用米		a ㎡	kg	kg	
飼料用米	1,300	21 07	kg	kg	
その他		a ㎡	kg	kg	
加工用米④	1,020	20 40	kg	kg	
備蓄米⑤	790	15 60	kg	kg	
合 計		a ㎡			

<地域農業再生協議会担当者記入欄>

米の所得補償交付金関係

米の生産数量目標(作付面積換算値)の達成状況

生産数量目標 (作付面積換算値)(A)	水稲作付面積①	新規需要米等の面積 ②=③+④+⑤	主食用水稲作付面積 (B)=①-②	差し引き面積 (A)-(B)	判定
a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	適・否

主食用水稲作付面積(米の戸別所得補償交付金の交付対象農地のみ該当)

一般米	醸造用玄米	種子生産ほ場面積
a ㎡	a ㎡	a ㎡

水稲未済実合 基礎面積
a ㎡

水田活用の所得補償交付金関係(水田活用の所得補償交付金の対象農地のみ該当)

麦		大豆		飼料作物 (除くWCS用稲)		そば		なたね		加工用米	
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡
WCS用稲		米粉用米		飼料用米		備蓄米 (産地資金)					
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作				
a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡	a ㎡				

<地域センター等担当者記入欄>

(耕畜連携助成)

わら利用	水田放牧	資源循環
a ㎡	a ㎡	a ㎡

(再生利用加算)

平地	条件不利地
a ㎡	a ㎡

(緑肥輪作加算)

a ㎡

<記入欄>

様式第2号の参考

農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」

（1）主食用水稻

- ① 「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。
- ② 「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された①の農業者別生産数量目標を③の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入してください。
- ③ 「作付面積（換算値）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入してください。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。

（2）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ

畑作物の対象作物ごとの生産数量目標は、それぞれ次の考え方で設定していただきます。それぞれの考え方に合った数量を「生産数量目標」の欄に記入してください。

また、「作付面積（換算値）」の欄には、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象作物ごとの作付面積の合計値を記入してください。

① 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産数量目標は、農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子用麦、ビール用麦は除いた数量としてください）。

② 大豆

生産数量目標は、播種前に農協等と締結した出荷契約に基づく数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆は除いた数量としてください）。

③ そば

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子そばは除いた数量としてください）。

④ なたね

生産数量目標は、農協等と実需者等の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（数量払の対象とならない種子なたねは除いた数量としてください）。

⑤ てん菜

生産数量目標は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

⑥ でん粉原料用ばれいしょ

生産数量目標は、農協等と締結した出荷契約に基づく数量を基本とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと。

（注）数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

（注）播種前契約時の作付予定面積を、実際の作付面積が減少した場合は、播種前契約数量をそのまま転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を生産数量目標としてください。

2 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

3 「新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください（WC S用稲等子実を収穫しない取組の場合は生産予定面積のみ記載）。

4 農地の利用計画記入欄

（1）「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水

田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2)「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3)「交付対象農地区分」

米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地（戸別所得補償モデル対策で交付対象水田と整理された水田）は「1」を、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地以外の農地については、「2」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

(4)「作期」

一つのは場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」（麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。）

5 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

6 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稻を作付けする面積を記入してください。

7 「作物名」

主食用水稲、醸造用玄米、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米、そば、なたね、加工用米、その他の新規需要米、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

畑地で休閒緑肥に取り組み、緑肥輪作加算の交付申請を行う場合は、緑肥作物名を記入してください。

(注) 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われない場合の取扱い

調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたもの

8 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

9 「耕畜連携助成取組の種類」

①わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）、②水田放牧（水田における牛の放牧の取組）、③資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）の別を記入してください。

10 「再生利用加算開始年度」

再生利用加算の対象となる農地に該当する場合は、加算の開始年度を記入してください（加算の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）。

11 「再生利用加算区分」

再生利用加算の対象となる農地に該当し、当該農地が中山間地域等直接支払交付金の対象となっていない農地は「1」を、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地は「2」を記入してください。（区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

12 「緑肥輪作加算」

緑肥輪作加算に取り組む場合に当該欄に「○」を記入してください。また、当該ほ場において当年産で作付ける緑肥作物の名称を作付名欄に、前年産に作付けた対象畑作物の作物名を「備考欄」に記入してください。

13 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所

地、氏名を記入してください。

14 「植栽造成年月」

植栽造成年月を記入してください。

15 「転換畑該当年月」

転換畑とした年月を記入してください。

16 「新規開田年月」

新規開田地について、その開田年月を記入してください。

17 提出期限

(1) 営農計画書は、農業者別戸別所得補償交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。

(2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 地域農業再生協議会担当者記入欄

1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄

(1) 「水稻作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積（新規開田地の水稻作付面積を含む）の計を記入してください。

(2) 「新規需要米等の面積計②」の欄には、新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄の生産予定面積の合計を記入してください。

(3) 「主食用水稻作付面積（B）」の欄には、「水稻作付面積①」から「新規需要米等の面積計②」を差し引いた面積を記入してください。

(4) 「差し引き面積（A）－（B）」欄の値が0以上の場合、判定は「適」になります。

2 「主食用米作付面積（米の所得補償交付金の交付対象農地のみ該当）」

主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所

得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

3 「水稻共済突合基礎面積」

ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。

（注1）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計してください。

（注2）新規開田地とは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

4 「水田活用の所得補償交付金関係(水田活用の所得補償交付金の対象農地のみ該当)」

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

5 「(耕畜連携助成)」の欄

耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

6 「(再生利用加算)」の欄

再生利用加算の取組面積を「平地」と「条件不利地」ごとに確認した面積の合計を記入してください。

■ 地域センター等担当者記入欄

1 「(緑肥輪作加算)」の欄

緑肥輪作加算の確認した取組面積の合計を記入してください。

以 上

調整水田等の不作付地の改善計画

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田の改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

記

不作付地の 地番、面積	状態	作物を栽培できない理由	改善計画	達成 予定年

- (注 1) 状態欄については、「調整水田：1」、「自己保全管理：2」、「その他：3」の別に番号を記入してください。
- (注 2) 改善計画の達成予定年までに作物の作付が行われず、翌年も作付が行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地から除外されます（ただし、①人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの、②その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたものは除きます。

平成 年 月 日
上記の申請内容について確認した結果、適当と認めます。

市 町 村 長 印

（実施要綱別紙 3 の 2 の（2）の④のエにおけるセンター長等の認定を受けようとする場合は、以下にセンター長等の確認印を受けて下さい。）

平成 年 月 日
上記の申請内容について確認した結果、適当と認めます。

〇〇センター長 印

水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たして加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成24年産について、下記のとおりであることを申し出ます。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

申出年月日	23 年	月	日
申出者欄	フリガナ		印
	氏名又は法人・組織名		
	フリガナ		
	代表者氏名 (法人・組織のみ)		

〈担当者記入欄〉

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

地域協議会等管理コード

平成23年産の加入状況

経営形態	☐ 認定農業者（個人） ☐ 認定農業者（法人） ☐ 特定農業団体 ☐ 特定農業団体以外の集落営農組織	経営面積	田と畑の合計	特例・特認の適用	☐ 地域の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例） ☐ 地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整組織に関する特例） ☐ 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例（所得に応じた特例） ☐ 市町村特認を受けている ☐ 特例・特認は適用していない。
	m				

本年
チェック欄

平成24年産について、上記について

☐ 変更ない

☐ 変更ある（変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください）

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

- ☐ 法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている
☐ 農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が

☐ 実行できている

☐ 実行できていない

収入減少影響緩和対策（収入減少補填）

☐ 加入する

☐ 加入しない

（加入する場合は、以下に記入してください）

平成24年産収入減少影響緩和交付金（収入減少補填）について、積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

積立金の積立コースを記載してください。

（該当するものにレ印を記入）
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

☐ 10%の減収に対応した積立金を納付予定

☐ 20%の減収に対応した積立金を納付予定

（注意事項）

- 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補填が行われません。
- 戸別所得補償制度における米価変動補填交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補填額から控除します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

農業者戸別所得補償交付金の対象作物の
地域別作付計画面積報告書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿

〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

地域農業再生協議会長 印

農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農
林水産事務次官依命通知）第6の3の（2）の規定に基づき、平成24年産農業
者戸別所得補償制度の7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめた
ので、下記のとおり報告します。

1 経営形態： ※個人、法人、集落営農ごとに別葉で作成してください。

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数) 件

3 米の所得補償交付金の作付計画面積(単位:ha)

生産数量目標 (面積換算値)	主食用水稲 作付面積

4 水田活用の所得補償交付金の作付計画面積(単位:ha)

(1)戦略作物・二毛作助成

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	そば	なたね	加工用米
基幹作物									
二毛作									

(2)耕畜連携助成(単位:ha)

飼料用米の わら利用	水田放牧	資源循環の 取組

(3)産地資金におけるその他作物(基幹作物)の助成(単位:ha)

野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	備蓄米	その他

5 再生利用加算(単位:ha) 6 調整水田等の不作付地(単位:ha)

平地	条件不利地

ha

改善計画の内訳
①自ら作物生産するもの ha
②他人に委託するもの ha
③他の用途に使用するもの ha
④その他 ha

7 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地(単位:ha)

ha
(うち加入者の面積 ha)

(注)協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田
(米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象となり得る水田)の合計
面積を記載してください。

〇〇地域センター長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

地域農業再生協議会長 印

[illegible][illegible][illegible]

79

水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長

報告（誓約）者 住所

氏名

印

交付申請者管理コード

農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の4の（2）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。

（注2）畑作物の所得補償交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の所得補償交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式4）を作成して提出してください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
☐ 麦	☐ 畑作物の所得補償交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 大豆	☐ 畑作物の所得補償交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ そば	☐ 畑作物の所得補償交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ なたね	☐ 畑作物の所得補償交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 米粉用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ W C S 用稲	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 加工用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料作物	☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 地域振興作物 (産地資金)	☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

米価変動補填交付金交付申請書

農林水産大臣 殿

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名

印

交付申請者管理コード

米価変動補填交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

米価変動補填交付金の交付対象面積

年産	交付対象面積
	a

(注) 本申請書は、平成23年産米に係る申請に限り使用することとします。

畑作物の所得補償交付金における数量払の交付申請書
(予定数量報告書)

農林水産大臣 殿

畑作物の所得補償交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名又は 法人・組織名	印
	代表者名 (法人・組織のみ)	

申請年月日	年	月	日
交付申請者管理コード			
地域協議会等管理コード			

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

畑作物の所得補償交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣 殿

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付限度額通知のあった「畑作物の所得補償交付金における数量払の交付限度額通知書」について、以下のとおり品位等検査により品質区分別生産量が確定したので、その実績を報告します。

申請者	住所										
	氏名又は 法人、組織名	印									
	代表者名 (法人・組織のみ)										

申請年月日		年		月		日	
交付申請者管理コード							
				地域協議会等管理コード			
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード							
A							

大豆		
品質区分 (等級)		品質区分別 生産量
普通大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

そば	
品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
1等	kg
2等	kg
3等	kg
規格外・未検査	kg

(注意事項)

品質区分別の生産量を確認
できる出荷伝票等を添付してく
ださい。

年度

様式第 11 号の 1

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ用

番年 月 号日

殿

 ○○地域センター長
 ○○農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

印

 畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の
 前年産生産面積通知書

農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり前年産生産面積をお知らせします。

〔営農継続支払の交付申請を行う方は、前年産生産面積に、誤りや変更がないことをご確認の上、農業者戸別所得補償交付金交付申請書を提出される時に、併せて提出してください。〕

（注）経営移譲・相続・集落営農組織の法人化等によって交付申請者と出荷名義者の氏名が異なる場合は、名義が変更された事実を確認できる書類を添付してください。

記

農産物名	前年産生産量①	都道府県実 単収② (kg/10a)	前年産生産面積 ③＝①÷②
小麦	kg		m ²
二条大麦	kg		m ²
六条大麦	kg		m ²
はだか麦	kg		m ²
大豆	kg		m ²
てん菜	kg		m ²
でん粉原料用ばれいしょ	kg		m ²
合 計			m ²

（注1）実際の営農継続支払の交付対象面積は、前年産生産面積と当年産生産予定面積を比較して、いずれか小さい方の面積となります。

（注2）てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの前年産生産量については、比率を乗じた後の数量です。

交付申請者管理コード

年度

様式第 1 1 号の 2

そば・なたね用

 番
年
月
日

殿

 ○○地域センター長
 ○○農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

印

 畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の
 前年産生産面積通知書

農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり前年産生産面積をお知らせします。

営農継続支払の交付申請を行う方は、前年産生産面積に、誤りや変更がないことをご確認の上、農業者戸別所得補償交付金交付申請書を提出される時に、併せて提出してください。

（注）経営移譲・相続・集落営農組織の法人化等によって交付申請者と出荷名義者の氏名が異なる場合は、名義が変更された事実を確認できる書類を添付してください。

記

農産物名	前年産生産量①	都道府県 実単収② (kg/10a)	前年産生産面積 ③＝①÷②
そば	kg		m ²
なたね	kg		m ²
合 計			m ²

（注）実際の営農継続支払の交付対象面積は、前年産生産面積と当年産生産予定面積を比較して、いずれか小さい方の面積となります。

交付申請者管理コード

前年産の数量払を受けていない方の麦、大豆、てん菜、でんぷ
ん原料用ばれいしょ用

畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産出荷実績報告書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
 [〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長]

申請者 氏名 [法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名] 印
 住所
 電話

畑作物の所得補償交付金における前年産の生産量について、登録
したいので下記のとおり申請します。

記

農産物名	前年産生産量 ①	都道府県 実単収②	前年産 生産面積 ③=①÷②
小麦	kg	kg/10a	m ²
二条大麦	kg	kg/10a	m ²
六条大麦	kg	kg/10a	m ²
はだか麦	kg	kg/10a	m ²
大豆	kg	kg/10a	m ²
てん菜	kg	kg/10a	m ²
でん粉原料用ばれいしょ	kg	kg/10a	m ²
合計			m ²

(注意事項)

- (1) 前年産生産量を確認できる伝票等の書類を添付してください。
- (2) 経営移譲・相続・集落営農組織の法人化等により、交付申請者と出荷
名義人の氏名が異なる場合は、名義が変更された事実を確認できる書類
を添付してください。
- (3) 集落営農組織など複数の者で合わせて、生産面積を申請する場合は、
「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積の合
算申請申出書」(様式第18号の1)に添付してください。
- (4) てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの前年産生産面積については、比
率を乗じた後の数値を記載して下さい

前年産の数量払いを受けていない方のそば、なたね用

畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産出荷実績報告書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
 [〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長]

申請者 氏名 [法人等にあつては、
 名称及び代表者の氏名] 印
 住所
 電話

畑作物の所得補償交付金における前年産の生産量について、登録したい
 ので下記のとおり申請します。

記

農産物名	前年産生産量 ①	都道府県 実単収②	前年産 生産面積 ③=①÷②
そば	kg	kg/10a	m ²
なたね	kg	kg/10a	m ²
合計			m ²

(注意事項)

- (1) 前年産生産量を確認できる伝票等の書類を添付してください。
- (2) 経営移譲・相続・集落営農組織の法人化等により、交付申請者と出荷
 名義人の氏名が異なる場合は、名義が変更された事実を確認できる書類
 を添付してください。
- (3) 集落営農組織など複数の者で合わせて、前年産生産量を申請する場合
 は、「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積
 の合算申請申出書」(様式第18号の2)を添付してください。

水田活用の所得補償交付金における産地資金の交付額報告書

平成 年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕
(都道府県経由)

〇〇協議会長

水田活用の所得補償交付金における産地資金による交付申請者ごとの交付額を確定したので、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の4の（5）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

産地資金による交付額

交付申請者氏名	地域協議会等管理 コード	交付額（円）

規模拡大加算交付申請書

地方農政局長 殿

規模拡大加算の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

		申請年月日		年 月 日	
交付申請者欄	フリガナ		申請印	性別	生 年 月 日
	氏名又は法人名		印	男 女	昭和・大正 昭和・平成 年 月 日
	フリガナ				
	代表者氏名(法人のみ)	経営形態 ☐ 個人 ☐ 法人			
	住所	(〒 —) 都道府県 市区町村			
電話	— —	FAX	— —		

1 規模拡大加算の交付申請面積及び交付申請金額

交付申請面積	a
交付申請金額(合計面積×交付単価(2万円/10a))	0 円

※ 交付申請面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

2 規模拡大加算の交付申請面積の内訳

所 在	地 番	地目	面 積	期間	生産する作物
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		

- ※ 記入欄が足りないときは、「交付申請面積の内訳」を別紙にして交付申請書に添付してください。
- ※ 面積は一筆毎にm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 期間借地の場合は、「期間」欄にその旨を記入してください。
- ※ ブロックローテーション等による生産を行う場合は、「生産する作物」欄にその旨を記入するとともに、ブロックローテーション等に係る計画を添付してください。

3 農業者戸別所得補償交付金の交付申請の有無

農業者戸別所得補償交付金の交付申請を行っている方は「有」に、行っていない方は「無」にチェックをしてください。

農業者戸別所得補償交付金の交付申請の有無	☐ 有 ☐ 無
----------------------	---

〈農地利用集積円滑化団体記入欄〉

交付対象要件 確認印	
---------------	--

〈地域農業再生協議会担当者記入欄〉

米の生産数量目標に 従っていることの確認	☐ 従っている
-------------------------	--------------------------------

〈地域センター担当者記入欄〉

交付申請者管理コード									
地域協議会等管理コード									

規模拡大加算の交付申請に関する誓約事項

- 1 規模拡大加算に関する報告や立入検査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 農業者戸別所得補償制度実施要綱等に定める規模拡大加算の交付対象要件を満たしていないことが判明した場合
 - (3) 利用権の設定（又は移転）の効力が発生する日から6年（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定（又は移転）された利用権については、その効力が発生する日から5年）が経過する日までに、次の作付をしたことが判明した場合
 - ① 農業者戸別所得補償交付金の交付を受けない農業者が、規模拡大加算の交付対象となった農地において、農業者戸別所得補償交付金の対象となっている作物を作付
 - ② 米の生産数量目標に従った生産を行っていない農業者が、規模拡大加算の交付対象となった農地において、主食用米を作付
 - (4) 行われた利用権の設定（又は移転）が、その効力が発生する日から6年（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定（又は移転）された利用権については、その効力が発生する日から5年）が経過する日までに解約（又は移転）された場合（農業者戸別所得補償制度実施要綱に定める返還の例外を除く）

緑肥輪作加算実績報告書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所
内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所 法人等にあつては、
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

交付申請者管理コード	
------------	--

平成〇年産の農業者戸別所得補償制度の緑肥輪作加算について、下記のとおり緑肥作物をすき込んだことを報告いたします。
また、本年度、緑肥輪作加算の対象となったすべての農地において、前年産において、畑作物の戸別所得補償交付金の対象作物の作付けを行っていたことを誓約いたします。

記

ほ 場 欄	農地の番号		地名・地番、大字、 字、集落地番	緑肥作物名 (品種名)	前年産で畑作物の 所得補償交付金の対 象作物を作付けし、 当年産で「緑肥作物 をすき込んだ面積」	すき込んだ年月日
	耕地番号	分筆番号				
合 計						

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
 (〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

交付申請者氏名

経営承継者又は
 相続人の氏名

{ 法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名 }
 { 法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名 }

印

印

農業者戸別所得補償制度の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容（該当するものにレ印を記入してください） ☐ 合併 ☐ 移譲 ☐ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他（以下に具体的に事由を記入してください） []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 （対策加入者）	（いずれかにレ印を記入してください） 〔新〕 ☐ 承継後の経営体（経営承継者） ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

※ 経営を承継しない相続人の方で、御本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、下記により振込先となる口座名等をご記入ください。

金融機関名（ゆうちょ銀行以外）		支店名		種目	
農業協同組合 銀行 信用金庫				☐ 普通 ☐ 当座	
信用組合 労働金庫 信連 農林中金		支店		☐ 別段 ☐ 通知	
口座番号		口座名義			
(右詰でご記入ください)					
フリガナ					
漢字					
ゆうちょ銀行					
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）			番号（右詰めで記入）		
1		0	※		1
口座名義					
フリガナ					
漢字					

(備考)

(注意事項)

- (1) 交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
- (2) 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- (3) 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- (4) 収入減少影響緩和対策加入者であつて、引き続き対策に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

年 月 日

畑作物の自家加工販売（直売所等での販売）計画書

自家加工農業者（販売農業者）

住 所

氏 名

1 原料農産物使用計画（麦、大豆、そば、なたねのうち該当するものを記載）

（単位：kg）

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの
-----	-----	-----
-----	-----	-----

2 商品の加工販売計画（直売所での販売計画）

（単位：kg）

商 品	年間販売予定数量
-----	-----
-----	-----
合 計	

3 商品の販売形態

（自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等）

4 商品の主な販売先

（一般消費者、卸・小売店、スーパー等）（直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。）

5 原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を客観的に確認した書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の書類に「○」を付けてください。

- ① 農産物検査結果通知書の写し
- ② 品位等検査の結果の写し
- ③ 製粉・製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
- ④ 農協等に乾燥調製を委託した場合の乾燥調製後の数量が分かる伝票の写し
- ⑤ そのほか生産数量を客観的に確認できる書類

（ ）

※ 具体的な書類名を（ ）に記載してください。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の1及び2を記載し、総合化事業計画の写しを添付してください。

麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ用

合算者合計	:	名
登録書の枚数	:	枚

畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積の合算申請申出書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕 印

畑作物の所得補償交付金における前年産生産面積について、申請者と構成員の前年産生産面積を合算したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者分

氏名	住所	電話番号	前年産生産面積	合算する 前年産生産面積	合算の 合意印	添付書類
			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書

2 合算する構成員等分

氏名	住所	電話番号	前年産生産面積	合算する 前年産生産面積	合算の 合意印	添付書類
①			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
②			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
③			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
④			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑤			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑥			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑦			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑧			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書

3 合算する前年産生産面積の合計（1 + 2）

m²

注意事項

- （1）合算の合意印は、前年産生産面積を合算する者が押印してください。
- （2）前年産生産面積を証明するため、「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積通知書」（様式第11号の1）の写しと「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産出荷実績報告書」（様式第12号の1）のどちらかを添付するとともに、「添付書類」欄の該当する部分にレ印を記入してください。
- （3）集落営農組織など複数の者で前年産生産面積を合算する場合は、構成員の名簿を添付してください。
- （4）合算の件数が多く様式が複数枚になる場合は、「2 合算する構成員等」欄は、別紙参照とした上で一覧表形式に整理して提出することができます。

そば、なたね用

合算者合計	:	名
登録書の枚数	:	枚

畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積の合算申請申出書

年 月 日

〇〇地域センター長 殿
〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕 印

畑作物の所得補償交付金における前年産生産面積について、申請者と構成員の前年産生産面積を合算したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者分

氏名	住所	電話番号	前年産生産面積	合算する 前年産生産面積	合算の 合意印	添付書類
			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書

2 合算する構成員等分

氏名	住所	電話番号	前年産生産面積	合算する 前年産生産面積	合算の 合意印	添付書類
①			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
②			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
③			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
④			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑤			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑥			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑦			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書
⑧			m ²	m ²		☐ 面積通知書 ☐ 実績報告書

3 合算する前年産生産面積の合計（1 + 2）

m²

注意事項

- （1）合算の合意印は、前年産生産面積を合算する者が押印してください。
- （2）前年産生産面積を証明するため、「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産生産面積通知書」（様式第11号の2）の写しと「畑作物の所得補償交付金における営農継続支払の前年産出荷実績報告書」（様式第12号の2）のどちらかを添付するとともに、「添付書類」欄の該当する部分にレ印を記入してください。
- （3）集落営農組織など複数の者で前年産生産面積を合算する場合は、構成員の名簿を添付してください。
- （4）合算の件数が多く様式が複数枚になる場合は、「2 合算する構成員等」欄は、別紙参照とした上で一覧表形式に整理して提出することができます。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用計画書

水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用計画について、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙10の2の(5)の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 活用方針
- (1) 都道府県の特徴と活用目的
- (2) 基本的な使途設定の考え方

2 活用予定額の総括表

(単位：円)

協議会等名	配分枠	活用予定額	
			うち畑地分
都道府県 (①)			
地域農業再生協議会合計 (②)			
〇〇協議会			
-----	-----	-----	-----
合 計 (①+②)			

3 活用計画の明細 (総括表)

別紙のとおり

- ※ 1 水田部分の活用計画については別紙 1、畑地部分の活用計画については別紙 2、使途ごとの活用方法の詳細については別紙 3 を使用してください。
- ※ 2 地域農業再生協議会段階で設定する場合は、地域農業再生協議会ごとに総括表を添付してください。

産地資金活用方法の明細(総括表)(水田部分)

1. 協議会名(都道府県段階の設定がある場合は、都道府県名)

--

- ## 2. 配分枠

円	うち水田分	円
---	-------	---

- ### 3. 活用方針

--

- #### 4. 活用方法

[illegible]

※1 二毛作を対象とする使途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記述してください。

※2 用途ごとに活用方法の明細(別紙3)を添付してください。

※3 「分類」欄は、以下の分類を参考に該当番号を記入してください。

「1」 地域振興作物に対する支援(備蓄米を含む)

「2」生産性・品質向上等に向けた取組に対する支援

「3」 集落営農等の担い手を要件とした支援

「4」二毛作として作付けられた作物を対象とした支援

※4 「合計(基幹)の実面積」は基幹作物を対象とした使途ごとの面積の計でなく、実面積を記入して下さい(「合計(二毛作)の実面積」も同様)。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

※7 「H23との比較」は、新規の場合は「新」、H23から継続で一部変更した場合は「変」、H23と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

- ## 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

--

円

--

H 2 3 との 比較 ※5	整理 番号	使 途	単価 ① (円 /10a)	面 積 (a単位)						合計 ② ※3	所要額 ②×① (円)
				麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	そば	なたね		
合 計			実面積 ※2							※4	

※5 「H23との比較」は、新規の場合は「新」、H23から継続で一部変更した場合は「変」、H23と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

--

100

新規		H23継続（変更あり）		H23継続	
----	--	-------------	--	-------	--

産地資金活用方法の明細（個票）

協議会名		整理番号	
助成名称			
対象作物			
助成単価			
内 容			
具体的要件			
確認方法			
備 考			

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

都道府県知事

水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用実績報告書

水田活用の所得補償交付金における産地資金の活用実績について、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年 4 月 1 日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙10の 4 の (3) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 活用実績額の総括表

(単位：円)

協議会等名	配分枠※	活用実績額		備考
			うち畑地分	
〇〇都道府県 (①)				
地域農業再生協議会合計(②)				
〇〇協議会				
合 計 (①+②)				

※ 計画策定時の配分枠から調整を行った場合には、調整後の金額を記入した上で、下線を付してください。

2 活用実績の明細 (総括表)

別紙のとおり

- ※ 1 水田部分の活用実績については別紙 1、畑地部分の活用実績については別紙 2 を使用してください。
- ※ 2 地域農業再生協議会段階で設定した場合は、地域農業再生協議会ごとに総括表を添付してください。

※ 都道府県段階の設定の場合は、都道府県名を記載してください。

円	うち水田分	円
---	-------	---

※ 計画策定時の額を記入してください。計画策定時から調整があった場合には、調整後の金額を記入してください。

[illegible]

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

--

※2 単価調整を行った場合は、その具体的な手法(計算式)を記載してください(計画で定めた手法に則った計算を記載)。

産地資金活用実績の明細(総括表)(畑地部分)

1. 協議会名

※ 都道府県段階の設定の場合は、都道府県名を記入してください。

2. 配分枠

 畑地分 円

※ 計画策定時の額を記入してください。計画策定時から調整があった場合には、調整後の金額を記入してください。

3. 活用実績

H 2 3 との 比較	整理 番号	使 途	実 績 面 積 (a単位、小数第2位まで記入)						助成対象 面積計① ※2 a未満 端数 処理後 (〔 〕)	計画ベース		調整後ベース※3	
			麦	大豆	てんさい	でん粉原料用 ばれいしょ	そば	なたね		単価 (円/10a) ②	所要額 (円) ③=①×②	単価 (円/10a) ④	所要額 (円)※4 ⑤=①×④
合計(実面積)※1											※5		※5

※1 「合計(実面積)」は用途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※2 「助成対象面積計①」は、「交付申請者単位で用途ごとに対象作物すべての実績面積を集計した後a未満を端数処理(切捨)した値」の積み上げ値を記入してください。

※3 単価調整がなかった場合は、「調整後ベース」欄の記入は不要です。

※4 「所要額⑤(単価調整がなかった場合は所要額③。以下同様)」は、計算式に基づく交付申請者ごとの交付額の積み上げと合わせてください。ただし、「単価④」が10円未満の端数があり「所要額⑤」が計算式(①×④÷10)の値とならない場合、「所要額⑤」には別途計算した交付申請者ごとの積み上げ値を記入してください。

※5 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

4. 単価調整の実施の有無・方法

※1 単価調整がなかった場合は「無」と記入してください。

※2 単価調整を行った場合は、その具体的な手法(計算式)を記入してください(計画で定めた手法に則った計算を記載)。

参考様式 1

平成 年 月 日

生産数量目標を大きく下回ったことの理由書

住 所

氏 名

印

1 対象作物名 _____

2 生産数量目標を大きく下回ったことの理由

(注) 対象作物の出荷・販売数量が生産数量目標の2分の1に満たなかったことの理由を具体的に記入してください。

また、その理由が分かる書類を添付してください。例えば、自然災害などにより収量減となった場合には、農業共済が発動されたことが分かる書類、作業日誌等を添付してください。

耕作放棄地の再生利用計画

〇〇県〇〇農業再生協議会

所在（字、地番）	地目 （田・畑）	面 積 （㎡）	耕作放棄地区分		所有者	利用者	作付予定作物 （麦・大豆・ そば・なたね）	備考 （注 3）
			区分 （注 1）	改善計画 （注 2）				

（注 1）「耕作放棄地全体調査」の「赤（判断未了）・黄・緑」又はその「状態」を記入してください。

（注 2）「他人に委託する」又は「ほ場条件を整備し利用を図る」等、「調整水田等の不作付地の改善計画」の内容を記入してください。

（注 3）同一の農地が「耕作放棄地全体調査」及び「調整水田等の不作付地の改善計画」に記載されている場合は、「○」印等を付け、重複していることが分かるようにしてください。また、耕作放棄地再生利用対策により復旧した農地については、「再生利用対策の対象」と記入してください。

畑作物の生産実績・販売予定数量確認書

平成 年 月 日

販売農業者
住 所
氏 名

対 象 作 物 名	
生 産 実 績 数 量	kg
販 売 予 定 数 量	kg
商品の販売形態	・ 直売所 ・ インターネット等注文販売 ・ その他 ()
販売年月日（予定）	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
購入者（予定）	

上記のとおり、畑作物の所得補償交付金における対象作物の数量を確認しました。

確 認 年 月 日		平成 年 月 日
確認者	機 関 名	
	所 在 地	
	電話番号	
	氏 名	印

年 月 日

水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 実績報告書

自家加工農業者(販売農業者)

住 所

氏 名

1 原料農産物使用実績(対象農産物のうち該当するものを記載)

(単位: kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

(注) 地域振興作物(産地資金)については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

2 商品の加工販売実績(直売所での販売実績)

(単位: kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売(予定)数量
合 計			

(注1)「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注2)「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注3)「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください(直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。)